



茨城県報

号外第 42 号

令和 8 年 (2026年) 5 月 11 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

(選挙管理委員会)

●当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決 (2 件) 1

告 示

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第31号

令和 7 年 11 月 9 日 執行の神栖市長選挙における当選の効力に関し、茨城県神栖市太田 705-212 遠藤貴之及び茨城県神栖市知手中央 10-9-27-1 石田進から審査の申立てがあったので、当委員会は次のとおり裁決した。

令和 8 年 5 月 11 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

裁第 2 号

裁 決 書

審査申立人

神栖市太田 705-212

遠 藤 貴 之

神栖市知手中央 10-9-27-1

石 田 進

上記審査申立人代理人

東京都千代田区鍛冶町 1-10-6

B I Z S M A R T 神田 3 階 正木法律事務所

弁護士 正 木 信 也

上記審査申立人 (以下「申立人」という。) から令和 7 年 12 月 22 日に提起された令和 7 年 11 月 9 日 執行の神栖市長選挙 (以下「本件選挙」という。) における当選の効力に関する審査の申立て (以下「本件審査申立て」という。) について、茨城県選挙管理委員会 (以下「当委員会」という。) は、次のとおり裁決する。

主 文

1 本件選挙における当選の効力に関する異議の申出に対して神栖市選挙管理委員会が令和 7 年 12 月 5 日付けで行っ

た棄却の決定を取り消す。

2 本件選挙における当選人木内敏之の当選を無効とする。

第 1 申立ての趣旨

申立人のうち遠藤貴之は、本件選挙について、令和 7 年 11 月 19 日付けで神栖市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたが、市委員会は同年 12 月 5 日付けで本件異議申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をした。

これに対して申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の当選人木内敏之（以下「木内候補」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求めて本件審査の申立てをしたものである。

第 2 申立ての理由

申立人から提出された申立書、反論書等によれば、申立ての理由の要旨は以下のとおりである。

1 市委員会が、本件選挙の開票後、無効投票すら再点検を行わなかったことについて、市委員会は、原決定において「投票用紙の再確認を行わなかったことのみをもって、当選の効力に関する争訟の原因となり得べき当選人決定についての違法性は認められない」と断じたが、これは、令和 7 年 11 月 26 日に、市委員会の職権による開披再点検を実施し、「無効投票から有効投票へ、有効投票から無効投票へ移動した投票は一切なかった」という結果に依拠したものであり、この結果が正確でなければ、その前提を失うことになる。

2 この点、本件異議の申出の後に、木内候補の有効投票の中に「まんじゅうや」や「おだんごさん（申立書では「だんごや」。市の弁明書の内容を踏まえ反論書から変更）」とだけ記載された票があったことが確認された。

昭和 34 年 5 月 28 日自丙選第 44 号通達（山梨県選挙管理委員長あて自治庁選挙局長回答）においても、「とうふや」とだけ記載された投票は無効と取り扱われており、また「まんじゅうや」や「おだんごさん」の票は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 68 条第 1 項第 6 号が、「氏名＋他事記載」を原則無効とし、他事記載が職業、身分、住所又は敬称の類の場合は例外的に有効と定めているところ、「まんじゅうや」及び「おだんごさん」という票は「氏名のない他事記載のみの票」であり、法第 68 条第 1 項の定め全体が「氏名」の記載を前提にして規定されているため、氏名の記載のない票が有効になる余地は無い。

法第 46 条第 1 項は、「選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者 1 人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。」と規定しており、よって候補者の氏名すら書かない票は当然に無効である。

「まんじゅうや」及び「おだんごさん」との記載が、木内候補の「氏名に代わる表示」と言えるならば、有効であるとの解釈の余地がわずかにまだあるが、「氏名に代わる表示」と認められるかは、その表示が社会通念上、候補者本人を直接・一義的に指示するか否か、すなわち「選挙区内において選挙権を持つ全世代に定着した通称」と言えるかである。

本件において、木内候補の生家が木内製菓株式会社（以下「木内製菓」という。）を営んでおり（現在は木内候補の兄が経営している）、木内製菓を「まんじゅうや」と呼ぶことはあっても木内候補自身を「まんじゅうや」と呼称することは一般的ではなく、「まんじゅうや」が木内候補の「選挙区内において選挙権を持つ全世代に定着した通称」とはおよそ言えない。

通称該当性の判断要素について、実務では、①継続的使用の有無＝日常生活・政治活動で継続的に使用しているか、②社会的認知度＝有権者の間で広く認識されているか否か（例：報道・公式資料等で使用されているか）といった事情を総合考慮するが、木内製菓を「まんじゅうや」と呼ぶことはあっても、木内候補個人を「まんじゅうや」と呼ぶことはほとんどなく、「おだんごさん」「だんごや」に至っては呼ばれている事実もないため、

木内候補の「まんじゅうや」「おだんごさん」の継続的使用は認められない。また、報道・公式資料等で木内候補が「まんじゅうや」「だんごや」「おだんごさん」との通称で扱われている事実は一切なく、そのような客観的証拠もないため、社会的認知度も認められない。

- 3 市委員会の委員らは、同時に本件選挙の選挙人であり、各々候補者に対する思い入れや利害等が関係することは否定できないこと、一度当選人を決定した後にその結果を覆すことは更なる混乱を生じさせる恐れがあること、その他様々な要因で、令和 7 年 11 月 26 日に行われた職権による開披再点検（以下「市開披再点検」という。）においても正しい検証が行われなかった可能性がある。有効判断に疑義が生じる票の存在が明らかになった以上、最早その結果を安易に信じることはできず、その結果に依拠した本件決定も同様である。したがって、本件選挙における木内候補の当選は無効であると断じざるを得ない。
- 4 本件選挙が両候補者の得票数が同数という極めてまれな結果であったことを受けて、当委員会において、一定の基準に従った開披再点検（以下「県開披再点検」という。）有効無効の再々点検を行うことが、本件選挙の当選の有効性を担保する唯一の方法である。

第 3 市委員会の弁明内容

市委員会から提出された弁明書、当委員会からの質問書に対する回答書等によれば、市委員会の弁明内容の要旨は以下のとおりである。

1 申立理由 1 について

市委員会は、あくまで異議申出人の主張を真摯に受け止め、市開披再点検を実施したところである。

申立人の主張する趣旨は不明であるが、開披再点検において、「無効投票から有効投票へ、有効投票から無効投票へ移動した投票は一切なかった」ことは事実として認める。

2 申立理由 2 について

「まんじゅうや」や「おだんごさん」という票があり、有効としたことは把握している。

木内候補の家は、明治 34 年創業の木内製菓を経営しており（現在は兄が代表取締役を務めている。）、その商品は、市内スーパー等をはじめ広く取り扱われており、木内候補を「まんじゅうや」と呼称している者がいることも把握している。

昭和 26 年 11 月 28 日の仙台高等裁判所判決（裁判年月日等は市委員会が当委員会に弁明資料として提出した選挙関係実例判例集の写しによる）では、候補者の家が長年鍛冶業を営み、「鍛冶」、「カジ」が候補者の通称と認められる場合において、「カジ」と記載された投票は候補者の有効投票と認めるべきとされており、これを木内候補と比較すると、「その家が代々事業を営んでいること」、「その業態などを含めた商業名が通称等として用いられていること」などが符合するものと言い得る。

また、「投票は何人かを選挙しようとする選挙人の意思を表現しようとする手段であるから、たとい投票に記された文字に誤字、脱字があり又は明確を欠く点があつても、その記された文字の全体的考察によつて当該選挙人の意思がいかなる候補者に投票したかを判断し得る以上、これを有効投票として選挙人の投票意思を尊重することが、すべての選挙を基調とする代表制民主主義政治の根本理念に合致するものと言うべき（昭和 25 年 7 月 6 日最高裁判所判決）」とされ、さらに、法第 67 条における投票の「効力の決定に当つては、第 68 条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない」との規定は、選挙人の意思が投票の記載から判断できる以上は、できるだけその投票を有効とすべきものとする趣旨を示したもの（昭和 27 年 7 月 11 日最高裁判所判決）」とされていることから、「まんじゅうや」及び「おだんごさん」という票の記載は、木内候補を指し示すものと考えられ、反対に、本件選挙に立候補した石田進（以下「石田候補」という。）を指し示す要素は全くないものである。

3 申立理由 3 について

市委員会の委員が本件選挙の選挙人であることは事実であるが、その性質上当然に公正かつ中立の立場において、市委員会の職権により公開の下で公正かつ適正に市開披再点検を実施し、その結果、開票の結果と全て一致する結果となったところである。

市開披再点検においても正しい検証が行われなかった可能性がある旨の主張については、その要因として述べている諸々の事柄も含め単に申立人の主観的主張を述べているに過ぎず、具体的事情の立証がないし、そもそも申立人の主張する趣旨は不明である。

また、有効判断に疑義が生じる票の存在が明らかになった以上、最早その結果を安易に信じることは出来ない旨の主張については、投票の効力の最終決定は選挙長が行うところであり、実際に、本件選挙における選挙長は、候補者に係る背景を含めた通称や俗称の適用性を根拠とし、また、選挙人の投票意思を尊重する観点から、有効と判断したところである。

4 申立理由 4 について

当委員会における県開披再点検を行うかどうかは、当委員会の判断によるものであるが、市委員会としては、本件選挙における開票事務が選挙立会人の下で公正かつ適正に執行されたこと、また、職権による市開披再点検も実施し、開票の結果と全て一致する結果となったことから、その必要性はない。

第 4 木内候補の審査申立てへの参加及び意見について

当委員会は、法第 216 条第 2 項で準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行服法」という。）第 13 条第 2 項に基づき、利害関係人である木内候補に対し、本件審査申立てに係る審理（以下「本件審理」という。）に参加することを求め、本件審理に参加させた。

木内候補からの意見書等によれば、木内候補の意見は以下のとおりである。

申立理由 2 について

法第 67 条は、「投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、法第 68 条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定し、その趣旨について、「投票の効力について従前の判例よりも一層厳格に解すべきものとする趣旨ではなく、かえつて選挙人の意思が投票の記載で判断し得る以上はなるべくこれを有効とすべきものとする趣旨（昭和 27 年 7 月 11 日最高裁判所判決）」であると判示されている。

また、「法第 67 条後段及び法第 68 条の 2 の規定の趣旨に徴すれば、選挙人は真摯に選挙権を行使しようとする意思、すなわち適法有効な投票をしようとする意思で投票をしたと推定すべきである。したがって、多数の選挙人の中には故意にあるいは無知から候補者以外の者の氏名等を記載する者もないとは言えないという理由で、選挙人が真摯でない態度で投票したのではないかと推測して、その投票の効力を否定したりするようなことは許されるべきではない（昭和 51 年 6 月 30 日最高裁判所判決。）」と判示されている。

さらに、「投票用紙の記載自体、用いられた投票用紙等もっぱら形式的要素を基準として選挙人の意思を客観的に推測し、選挙人の選挙権行使の意図を尊重し、例えば、投票の記載が拙劣、不明確、不正確であっても、記載の類似性から、候補者の一人に投票を帰属させることができるときは、当該候補者の有効投票とする等、出来るだけ投票を有効としなければならない」というのが法第 67 条後段の意義であり、「投票の効力は、選挙当時の事情を参酌し、選挙あるいは投票に関連のある諸般の事情を総合して判定すべき（逐条解説公職選挙法改訂版（上） 651P。）」とされている。

加えて、無効投票について定める法第 68 条第 1 項第 8 号について、一般に認定書の有無にかかわらず「通称を

記載した投票は有効」と考えられており（逐条解説公職選挙法改訂版（上）674P）、他にまぎらわしい候補者がない限り、一応は通称という線で考えてもいい、と考えられている。

神栖市で120年以上続く老舗、木内製菓の創業家である木内家は、古くからまんじゅうを取り扱っていたほか、近年では売り上げの4割をだんごが占めており、周辺の者から「まんじゅうや」「だんごや」と呼ばれており、通称として定着している。

木内候補は、木内製菓の直系として生まれ、高校卒業と同時に木内製菓に勤務し、50年以上にわたり社長である父及び兄の下で勤務を続けており、「まんじゅうや」「だんごや」と呼ばれることが日常となっている。

また、平成8年の神栖町議会議員選挙当選を皮切りとして、約30年にわたり市政に関与しており、政治活動においても、支援者らから親しみを込めて「まんじゅうや」「だんごや」と呼ばれてきた。

こうした活動により、政治家の木内候補＝「まんじゅうや」「だんごや」との認識も、市民の中に広く浸透している。

特に、平成23年に東日本大震災が発生した直後、木内候補は、勤務先である木内製菓の社員とともに避難所など約100か所、1万人に木内製菓のまんじゅう、だんごなどの物資や飲料水を自ら届けるなど積極的に活動したこともあり、期せずして神栖市民に広く、木内候補＝まんじゅうや、だんごやとの印象を強くすることになった。

これら事情に照らせば、木内候補は、日常生活において「まんじゅうや」「だんごや」と呼ばれていることはもとより、神栖市の政界において、唯一「まんじゅうや」「だんごや」と呼ばれる存在であり、本件選挙当時の事情を参酌し、選挙あるいは投票に関連のある諸般の事情を総合して、適法有効な投票をしようとする意思で投票を記載した選挙人の意思を推認すれば、「まんじゅうや」「おだんごさん」との記載が、木内候補を指すと考えるのが合理的であり、上記裁判例に照らしてもこれらの投票を有効投票とすることは極めて合理的である。

なお、「おだんごさん」との記述について、「さん」は、法第68条第1項第6号の「敬称」に該当し、無益的な記載と解され、「だんご」は、「だんごや」との商号を誤記したと考えるのが自然かつ合理的である。

他方で、石田候補は、「まんじゅう」「だんご」はもとよりこれらに関連しあるいはこれらを連想させる事情は一切なく、かかる事情の中で貴重な一票をわざわざ投じた市民が「まんじゅうや」「おだんごさん」と記載したとすれば、その投票者の意思が、この2名のうち木内候補に投票する意思であることは明らかである。

加えて、市委員会も、本件選挙において「まんじゅうや」を「通称とあだ名」「商業名を記載した投票」として「有効」と判定する方針を固めていた（第6の当委員会が認定した事実1（6））とのことであり、地域の慣習を踏まえた合理的な判断というべきである。

第5 審理手続の併合について

当委員会は、本件審査申立とは別に、令和7年12月23日に飯田耕造（以下「別件審査申立人」という。）から提起された審査申立てを受理し、法第216条第2項で準用する行服法第39条に基づき、審理手続を併合した。

第6 当委員会が認定した事実

当委員会は、本件審査申立てを適法なものとして認めこれを受理し、市委員会から弁明書を、申立人からは反論書の提出を受けた。

また、利害関係人である木内候補に対し、参加人として本件審理に参加することを求め、木内候補から、意見書の提出を受けた。

さらに、審理関係人に対して、質問書を送付し、回答書の提出を受けるとともに物件の提出を求め、申立人及び木内候補の求めにより口頭意見陳述を実施し、口頭意見陳述後、申立人、別件審査申立人、木内候補、市委員

会へ口頭による質問を行い回答を得るなど慎重に審理手続を進めた。

以上の審理手続を経て、当委員会が認定した事実（以下「認定事実」という。）は以下のとおりである。

1 投票日当日の開票事務について

概ね以下の手順で行われた。

(1) 令和 7 年 11 月 9 日午後 7 時 30 分から、かみす防災アリーナにおいて、開票が行われた。選挙長による開票開始宣言の後、最初に、開票係が投票箱の開箱を行い、開票作業台に全ての投票用紙を取り出し、点字投票は、専用トレーに、その他の投票は、天地表裏を揃えずに無地トレーに収納した。

(2) 次に、運搬係が、無地トレーに収納された全ての投票用紙を分類係に回付し、分類係は、投票用紙読取分類機（以下「分類機」という。）2 台を使用して各候補者票、白票、識別不能票に仕分けした。

(3) 次に、運搬係は、(2)により仕分けされた各候補者票を第 1 点検係へ、白票、識別不能票、点字投票を審査係へ回付した。

(4) 第 1 点検係は、(3)により回付された各候補者票を目視で投票用紙の表裏を点検し、点検を終えた票は、第 2 点検係へ回付され、再度点検した。

なお、点検で、誤字脱字のある投票、その他の疑問票、白票が見つかった場合は、当該投票を審査係へ回付した。

(5) 審査係は、(3)又は(4)により回付された票について、有効及び無効の判定を複数人で行い、各候補者の誤字等有効投票、判定有効投票、点字投票、無効投票（無効事由ごと）に区分し、符票を添付した。

なお、審査係は、効力の判定に当たって、あらかじめ作成した「効力判定表」を参考とした。

(6) 効力判定表では、「まんじゅうや」について、前記の鍛冶業を営む家の候補者について、カジと書いた票が有効と取り扱われた事例等を参考に、判定欄に「有効」、見解欄には、「通称とあだ名」「商業名を記載した投票」と記載してあった。

(7) (4)により第 2 点検係が点検を終えた完全有効投票（候補者の氏名、氏のみ、名のみ（漢字、ひらがな、カタカナ）が記載された票をいう。以下同じ。）は、運搬係が計数係へ回付し、第 1 計数担当が 100 票単位に計数した後、第 2 計数担当がその 100 票を再度計数し、括束担当へ回付した。

括束担当は、100 票束を 2 つ束ねて 200 票束にし、符票を添付した。最終的に 200 票束にならない 100 票束や 100 票未満の票は、符票にその票数を記入した。

(8) 次に、運搬係が、完全有効投票 200 票束、端数票束の順に選挙立会人及び選挙長へ回付し、その後集計係へ回付した。

(9) 全ての完全有効投票の回付を終えた後、審査係が、(5)により区分した票束を、選挙立会人及び選挙長へ回付し、その後集計係へ回付した。

(10) 集計係は、2 台のパソコンを使用して、常時同じ票数であることを確認しながら開票集計システムにより集計し、その集計を終えた票束は、運搬係が得票集積台に運搬した。

(11) 集計の結果、両候補者の得票数が同数であること、また、投票総数と開票総数が一致したことを確認した上で、開票結果を木内候補の得票数 16,724 票、石田候補の得票数 16,724 票、無効投票数 219 票と確定し、開票作業が終了した。

2 木内製菓について

(1) 木内製菓の「履歴事項全部証明書（令和 8 年 3 月 2 日付け）」及び「閉鎖事項全部証明書（令和 8 年 3 月 11 日付け）」には、以下の内容が記載されている。

① 木内製菓の会社成立年月日は、昭和 57 年 7 月 20 日であり、本店の所在地は、昭和 62 年 9 月 10 日に「千葉県香取郡小見川町（現：香取市）野田 410 番地 1」から「茨城県鹿島郡神栖町（現：神栖市）息栖 751 番地 1」

へ移転した。

② 会社の目的は、各種和洋菓子類の製造、販売等であり、資本金の額は1000万円である。

③ 代表取締役は、木内政和が務めている (木内候補からの意見陳述書によれば、木内政和は、木内候補の兄とのことである。)

(2) 木内製菓のホームページ (令和 8 年 4 月 24 日時点) には、以下の内容が記載されている。

① 会社概要・沿革によれば、明治34年に木内虎蔵によって創業し、昭和46年に、三代目、木内政雄により製造・卸業を開始した。

② 代表ご挨拶によれば、木内虎蔵は、木内政和の曾祖父にあたる。

③ トップページには、「だんご」や「まんじゅう」の写真が大きく掲載されている。

(3) その他木内候補の提出した証拠書類等からは、以下の事実が確認できる。

① 東日本大震災の際の食料支援に関して、平成23年 9 月 21 日に、当時の保立一男神栖市長から、代表取締役の木内政和に対して、感謝状が贈呈されている。

② 令和 7 年 1 月～12月の間に、神栖市内の、スーパーマーケットチェーン 4 社の11店舗向けに229,924個の商品を販売し、そのうちだんご (串団子とその他団子の合計数) の販売数は、100,959個と全体の 43.9%、まんじゅう (大福と饅頭と月見の合計数) の販売数は、53,294個と23.2%を占めており、だんごとまんじゅうが主力商品となっている。

③ 平成30年 7 月 5 日の常陽銀行のニューズレターによれば、令和元年に開催された「いきいき茨城ゆめ国体」に関し、木内製菓が発行する寄贈サービス付私募債を、常陽銀行が受託した。これは、常陽銀行が、私募債の手数料の一部を活用し、神栖市内で開催される国体競技用の物品を寄贈するものであった。

④ 令和 3 年10月23日及び同24日にバスケットボールBリーグの、茨城ロボッツ戦が、「木内製菓 presents KAMISUHOMEGAMES」としてかみす防災アリーナで開催された。また、令和 4 年から 4 年連続で、グラウンドゴルフ大会「木内製菓杯」が開催された。

3 木内製菓と木内候補の関わり等について

木内製菓の「履歴事項全部証明書 (令和 8 年 3 月 2 日付け)」及び「閉鎖事項全部証明書 (令和 8 年 3 月 11 日付け)」、その他、木内候補から提出された書類からは、以下の事実が確認できる。

(1) 木内候補は、平成27年 8 月 31 日まで木内製菓の取締役を務めていた。

(2) 2(3)④のグラウンドゴルフの木内製菓杯が、令和 5 年10月 4 日及び令和 6 年10月 19 日に開催された際、木内候補は、木内製菓の統括本部長として挨拶を行っている。

(3) 令和 6 年に開催された「かみす舞っちゃげ祭り」のコンテスト優勝者の副賞として、木内製菓のどら焼きが送られ、木内候補がこの際プレゼンターを務めている。

4 市開披再点検について

概ね以下の手順で行われた。

(1) 令和 7 年11月 26 日に、一般公開の下、市委員会の職権により、市委員会委員 4 名が投票用紙の点検者となり、市開披再点検を実施した。

(2) 両候補者の関係者計 4 名について、市開披再点検の確認者として入場を認めた。

ただし、市開披再点検は、市委員会の職権による証拠調べとして行うものであることを理由として、会場内における投票の視認及び意見陳述等は認めなかった。

(3) 最初に、市委員会委員 4 名及び両候補者の関係者 4 名が開披台付近に参集し、市委員会事務局職員 6 名が、投票用紙を梱包した箱の封印の解除を行った。

(4) その後、市委員会事務局職員が梱包した箱から開披台に全ての投票用紙を取り出し、本件選挙の開票にお

る各候補者の完全有効投票と審査を要した票に分類し、それぞれ完全有効投票の点検担当及び審査を要した票の点検担当に運搬した。

- (5) 完全有効投票の点検は、候補者ごとに市の部課長級の職員 4 名ずつの計 8 名が、また、審査を要した票の点検は、市委員会事務局職員 4 名及び本件選挙の開票における審査担当職員 5 名の計 9 名がそれぞれ担当し、点検作業を行った。
 - (6) 点検作業を終えた票のうち、審査を要した票については、市委員会事務局職員 4 名が、計数担当を兼務し、随時計数機を使用して計数及び括束した上で、無効投票、審査有効票の順で点検者である市委員会委員 4 名へ有効及び無効事由を説明しながら回付した。
 - (7) 完全有効投票については、当該点検担当が計数担当を兼務し、随時市委員会委員 4 名へ無効投票、審査有効票の次に回付した。
 - (8) 市委員会委員 4 名が点検を終えた票束は、市委員会事務局職員 3 名が集計担当を兼務し、2 台のパソコンを使用した集計システムにより集計し、その後集計を終えた票束は、市委員会事務局職員 2 名が得票集積台に運搬し、点検作業を終了した。
 - (9) 点検の際、明らかな混入票や、不明瞭な票等の疑義が生じた票が確認できた場合に、それらの写しを取ることとしていたが、点検の結果が、開票の結果と同一となったことを確認し、それらの写しを取ることにはなかった。
 - (10) 最後に市委員会委員 4 名及び両候補者の関係者 4 名が得票集積台付近に参集し、市委員会事務局職員 6 名が全ての投票用紙を箱に梱包し、市委員会委員 4 名が再封印を示す様式に署名及び押印し、再封印を行った。
- 5 本件選挙は、選挙会の区域と開票区の区域が同一であるため、法第 79 条の規定により、開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務と併せて行われた。
- 6 木内候補の投票記載所の氏名等の掲示について

法第 175 条に基づく木内候補の投票記載所における氏名等の掲示は、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号。以下「法施行令」という。）第 89 条第 5 項で準用する同第 88 条第 8 項に基づく選挙長の認定により「木内としゆき」であった。

一方、石田候補の投票記載所における氏名等の掲示は、「石田進」であった。

第 7 当委員会の判断

当選の効力に関する訴訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をいうものと解されている（昭和 28 年 2 月 17 日東京高等裁判所判決）。

以上を踏まえ、申立人の主張する理由が、当選を無効とすべき場合に該当するか否かについて判断する。

1 申立理由 1 について

上記第 6 の認定事実 1 によれば、投票用紙は、分類機で識別した各候補者票については目視で 2 回確認し、それ以外の票についても、有効・無効の判定を複数人で行うなど、慎重に開票作業を行ったと認められる。

さらに、投票用紙は、選挙立会人及び選挙長が確認し、有効、無効を確定させたものであり、一度確定させた投票を、再度確認しなければならないとの法の規定は存在しない。

よって、開票後の再確認をしなかったことをもって、当選人の決定に違法があったとまでは言えず、申立人の主張には理由がない。

2 申立理由 2 について

当委員会による開披再点検により、「まんじゅうや」及び「だんごさん」と記載された投票が、木内候補の有効投票の中に、1 票ずつあったことを確認した。

当該投票の有効、無効の判断については、4(3)抽出票に対する判断において述べる。

3 申立理由 3 について

市開披再点検は、あくまで市委員会が本件選挙に係る異議申出の審理手続の一環として行ったものに過ぎず、その実施方法については法に規定されているものではなく、選挙立会人には票を一切見せることなく有効無効を決定したとしても、それをもって、法の規定に違反していたとは言えず、本件選挙における木内候補の当選の無効の理由にはなりえない。

よって、申立人の主張には理由がない。

4 申立理由 4 について

本件審査申立てにおいて、申立人から、「有効と判断された「おだんごさん」「まんじゅうや」と記載された票は無効」との具体的な記載内容に関する主張がなされ、市委員会が当該投票を把握しているものの、投票用紙の写し等の票数を客観的に示す証拠書類が存在しないこと、本件選挙の両候補者の得票数は同数であり、1 票でも各候補者の得票数に増減が生ずれば当落に影響が及ぶこと等を踏まえ、当委員会において、審理手続の一環として、改めて全票について、慎重に有効・無効の判断を行うべき票がないかどうかを確認する必要があると判断し、全票についての県開披再点検を実施することとした。

(1) 県開披再点検の実施方法について

令和 8 年 3 月 21 日に、当委員会において、職権による証拠調べとして以下のとおり県開披再点検を実施した。

- ① 県開披再点検は、当委員会職員 34 名及び当委員会委員のうち 3 名の合計 37 名により実施した。
- ② 立会人として、申立人の関係者と別件審査申立人の関係者合計 4 人（以下「石田候補の立会人」という。）及び木内候補の関係者 4 人（以下「木内候補の立会人」という。）が参加した。立会人の人数を 4 人ずつとしたのは、申立人及びその代理人、別件審査申立人の合計人数が 4 人となることから 4 人とし、平等性も考慮し、木内候補の関係者も 4 人までの参加を認めたものである。

立会人には、投票用紙の抽出に関して意見を申し出ることを認め、立会人から希望があった票も抽出することとした。

- ③ 今回の県開披再点検は、当委員会が審理手続の一環として職権により行うものであり、当委員会による票の点検、抽出等や立会人による抽出票の確認等をできるだけ静謐な環境で実施する必要があることから、一般公開は行わず、報道機関に対してのみ、⑦の投票用紙の記載内容の点検開始後 15 分程度までに限り公開した。
- ④ 県開披再点検の開始前に、点検会場とは別室において、回付係（2 名）が立会人に対して、点検の実施方法、投票に関する法の関係規定、過去判例（下記②のうち昭和 42 年 9 月 12 日最高裁判所判決、昭和 63 年 6 月 30 日仙台高等裁判所判決）、注意事項、質問に対しては回付係 2 名が対応する旨等を説明した後、立会人は、点検会場へ移動した。
- ⑤ 点検会場において、9 時 30 分頃選挙係長が改めて点検の実施方法、注意事項等を説明した後、当委員会委員長の宣言により、再点検を開始した。
- ⑥ 最初に、市委員会から投票用紙（段ボール箱 2 箱）を受領し、当委員会委員及び職員が、投票用紙の封印に異常がないことを確認した上で、箱から投票用紙を取り出した。
- ⑦ 次に、当委員会職員（第 1 点検係と第 2 点検係の計 16 名）が、票束の 1 枚目に付された符票の内容（どの候補者の有効投票か、無効投票の場合は無効事由）を確認するとともに、輪ゴムで結束された投票用紙の束

を数枚めぐり記載内容を確認し、市委員会において、完全有効投票と判断したと推定される票束と、それ以外の有効投票（以降「判定有効投票」という。）の票束、無効投票の票束（無効事由ごと）、点字投票に区分した。

⑧ 次に、⑦で区分した票束を 2 人 1 組となり、市委員会から借用した計数機を使用して 2 回数え、数えた枚数を各点検係の主任者が確認票に記載した（票束の枚数が同一の票束ごとに票束の枚数 × 票束数 = 枚数を記載し、合計の枚数を記載）。

⑨ 次に、回付係（2 名）が、⑧で記載された確認票と、票束の個数を突合し、確認票に記載された枚数に誤りがないかどうかを再度確認した上で、確認表を当委員会の書記長、委員の順で回付して確認を受けた。

⑩ 次に、票の記載内容の点検については、以下の方法で行った。

ア 第 1 点検係（6 人）

判定有効投票の票束及び点字投票について、全票を 2 人 1 組となり、同じ票を 2 人で一緒に確認した後、第 1 点検係全員で協議の上、本件審査申立ての争点となっている票や、それ以外で過去の判例等に基づき当委員会において改めて有効・無効の判断が必要な票を抽出した。

イ 第 2 点検係（専属の第 2 点検係は 10 人。その他、受付係、誘導係等も担当業務終了後、第 2 点検係に加わった。）

市委員会において、完全有効投票と判断したと推定される票束について、全票を 2 人 1 組となり、1 人が確認した票を別の者が再度確認し、完全有効投票かどうか疑義がある票が発見された場合には、付箋を付した。

⑪ 次に、票の立会人への回付については、以下の方法で行った。

ア ⑩のアで点検した投票のうち、抽出した票

1 票ずつ立会人全員、当委員会の書記長、委員の順で回付し、票と一緒に回付した抽出付票の確認欄に署名を受けた。

イ ⑩のアで点検した投票のうち、抽出した票以外の票束

回付係が、結束してある輪ゴムを外したうえで、木内候補の有効投票は、石田候補の立会人に、石田候補の有効投票は、木内候補の立会人に、無効投票は双方の立会人に 1 枚ずつ確認させ、立会人から追加で抽出の希望があった票については、追加で抽出を行い、改めてアと同様に回付し、立会人全員、当委員会の書記長、委員から署名を受けた。

ウ ⑩のイで点検した票のうち、完全有効投票かどうか疑義がある票として付箋を付した票についても、イと同様の立会人に 1 枚ずつ確認させ、立会人から追加で抽出の希望があった票については、追加で抽出を行い、改めてアと同様に回付し、立会人全員、当委員会の書記長、委員から署名を受けた。

エ ⑩のイで点検した票のうち、当委員会職員により、各票 2 回ずつ確認した結果、完全有効投票と判断した票については、既に市委員会においても繰り返し完全有効投票であることを確認していることも考慮し、立会人に対して④の事前説明で説明した上で、立会人への回付は行わなかった。

一方で、第 2 点検係の票の点検作業については、立会人席を離席し、近距離から目視で確認することを認めた。

オ 点字投票（木内候補の有効投票から 1 票、石田候補の有効投票から 1 票）については、回付係が、立会人に対して、法施行令別表第 1 の「点字の記載と文字の対応表」の写しを示しながら、1 文字ずつ、点字が候補者の氏名となっていることを確認した。

⑫ 次に、⑪により抽出した票について、記録係が、票の写しを取り、写しを取った票を改めて、立会人全員、当委員会書記長及び委員の順で回付し、署名を受けた。

- ⑬ 最後に、抽出した票を元の票束に戻し、箱に詰め、封印し、封印用紙に立会人及び当委員会委員が割印を押印した。
- ⑭ 以上の全工程を終え、当委員会委員長が点検の終了を宣言した。終了時刻は、21時15分頃であった。
- ⑮ 点検の作業中、立会人からは、作業内容等（例えば、「計数機では何を確認しているのか」等）について質問があり、回付係が回答した。
- ⑯ 点検会場については、休憩時間を定めてその間のみ関係者の出入りを許し、点検中は会場を施錠して関係者以外の者が出入りすることができない状況とした。それに伴い、点検中は立会人、当委員会の書記長及び委員はいずれも会場内におり、これらの者が点検中に不在となることはなかった。
- (2) 抽出票に対する主な判断基準について

① 投票用紙への氏名の記載及び通称について

法第46条第1項は、「投票用紙には、公職の候補者1人の氏名を自書しなければならない」と規定し、これを前提とした上で、法第68条において、「公職の候補者でない者の氏名を記載したもの等、具体的に無効となる事由」が規定されている。

また、通称について、法施行令第89条第5項で準用する同第88条第8項は、「候補者は、投票記載所における氏名等の掲示や一定の選挙運動等において、本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものが記載され、又は使用されることを求めようとするときは、選挙長に通称認定申請書を提出するとともに、選挙長に当該呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつそのことを証するに足りる資料を提示しなければならない」と規定しており、実務上は、候補者本人からの説明に加えて、「公の機関の発行した書類、手紙又ははがき等の親書、名刺、著書その他その人の社会関係を広く眺めてみて、その人の呼称として通用している実績を示すもの等（逐条解説公職選挙法改訂版（中）765P）」を資料として提示させ、それらを判断材料として総合的にみて認定することとなる。

また、通称認定申請書が提出されていない場合でも、通称を記載した投票は有効とされ、ここでいう「通称」とは、その呼称が世間一般において当該個人を指すものと認められているものをいい、通称化の程度について、事例は、「屋号等の称号が広く開票区の区域内においていずれの地においても慣習的に使用されている状態にあることを要するもの（逐条解説公職選挙法改訂版（上）674P、昭和25年3月20日実例。）」と解されている。

なお、「だんごさん」や「まんじゅうや」と記載された投票の有効・無効に係る主張に関連して、申立人は上記第2の2のとおり「とうふやと記載された票が無効と取り扱われた事例」を例示し、市委員会は、上記第3の2のとおり、鍛冶業を営む家の候補者について、カジと書いた票が有効と取り扱われた事例を例示する。

しかしながら、例示された事例は、いずれも、「通称化していないことを前提に無効」あるいは「通称化していることを前提に有効」と判断しているに過ぎず、「だんごさん」や「まんじゅうや」と記載された投票が有効になるかどうかは、前段のとおり、それが「広く開票区の区域内においていずれの地においても慣習的に使用されている状態にあるかどうか」が判断基準となる。

② 投票の効力の決定に関する基本的な考え方について

投票の効力の決定に当たっては、法第67条において、「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定している。

選挙人の意思の判断に当たっては、「投票は何人かを選挙しようとする選挙人の意思を表現しようとする手段であるから、たとえ投票に記された文字に誤字、脱字があり又は明確を欠く点があつても、その記された文字の全体的考察によつて当該選挙人の意思がいかなる候補者に投票したかを判断し得る以上、これを有

効投票として選挙人の投票意思を尊重することが、すべての選挙を基調とする代表制民主主義政治の根本理念に合致するものと言うべきである (昭和 25 年 7 月 6 日最高裁判所判決。)」とされ、「投票の記載文字が常に正確であることは到底期待し得ないことであつて、記載された文字が不明確であり、あるいは正しい文字に比して字画に誤りがあつても選挙人が何人を選挙しようとするかの意思があらわれている場合は、その意思を尊重してこれを有効な投票としなければならない (昭和 23 年 7 月 13 日最高裁判所判決。)」とされている。

また、「投票を有効と認定できるのは、投票の記載自体から選挙人が候補者の何人に投票したのかその意思を明認できる場合でなければならない。法第 67 条が、法第 68 条 (無効投票) の規定に反しないかぎりにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない旨を規定するのも、右の趣旨を明示したものにほかならない。もつとも、選挙人の投票意思の認定にあつては、その選挙における諸般の事情を考慮して判断することが許されないものではなく、また、投票の記載についても、ある程度の記載文字の拙劣、誤字、脱字等が存在しても、その故をもつて、ただちに投票意思の明認を妨げるものとはいえない。しかし、投票の記載によつては投票意思を明確にしたいものを、その記載と特定の候補者の氏名との若干の類似性を手がかりとして、選挙人は常に候補者中の何人かに投票するものという推測のもとに、これを右特定の候補者の得票と解するような判定の仕方はにわかには容認しがたい (昭和 42 年 9 月 12 日最高裁判所判決。)」とされている。

さらに、「投票が候補者の何人を記載したものであるかは、投票の記載自体について判定すべきであつて、場合により当時の一般情勢を参酌することはあり得ても、無記名投票制度の下では特定の選挙人が候補者の何人に投票する意思であつたかということを詮索し、または憶測することは許されない (昭和 26 年 11 月 14 日福岡高等裁判所判決。)」とされている。

③ 他事記載に対する判断について

法第 68 条第 1 項第 6 号は、投票につき、「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの (以下「他事記載」という。)) を無効とすると規定している一方、「ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。」と規定している。

また、「他事記載を無効とする趣旨は、投票の記載が投票者の何人であるかを推知させる機縁をつくり、秘密投票制を破壊するのを防止するため、そのような記載を抑制することにあるから、右他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であつて、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤つて不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、右の他事記載には当たらないものと解するのが相当である (昭和 63 年 6 月 30 日仙台高等裁判所判決。)」とされている。

さらに、同規定は「投票にいわゆる他事の記載があることによつて、それが何人の投票であるかが推知せられることになつて、法の採用する無記名投票の精神を破壊し、ひいてその企図する選挙の自由公正を害するに至るべきことを慮つたのにあるものと解すべきである。従つて、法の真のねらいは、選挙人において投票の記載をなすに当り、意識的に何等かの含みをもつて目印をしたものと認められるような投票を無効とすることにあるので、若しかかる意識的な記入と認められるものが存する場合は、これを他事を記載したものとして無効とすべきは勿論であるが、これに反し無意識的になされたものと認めるべき書損、汚染は句読点の如く、該記載が故意の符号その他の記入と認められない限り、みだりにこれを無効とすべきではない (昭和 29 年 12 月 16 日福岡高等裁判所判決、同旨昭和 29 年 2 月 8 日東京高等裁判所判決。)」と判示されている。

加えて、「投票に記載された点、字画等が正確な文字に比して余分のものである場合に若し意識的な記載

と認められるならば、無記名投票の趣旨に反する場合もあり得るから、これを無効な投票と判断しなければならないけれども、これら余分な点、字画等をいたづらに憶測して意識的他事記載と解し、その投票を無効とすることは許されない (昭和 23 年 7 月 13 日最高裁判所判決。) とされている。

当委員会では、以上の考え方に従い、別記の投票について、順次その効力を判定する。

(3) 抽出票に対する判断

① 別記 1-1 ~ 1-2 の投票について

木内候補の有効投票から抽出した投票であり、「だんごさん」、「まんじゅうや」と記載された 2 票である。

上記第 6 の認定事実 2 及び 3 によれば、木内候補から提出された書類からは、木内製菓がだんごやまんじゅうを製造し、だんごやまんじゅうを主力製品として、市内のスーパーで広く販売していること、東日本大震災の際に木内製菓が食料支援を行ったこと、市内で開催されるスポーツ試合や地域の祭りに協賛し、市民が木内製菓の名前を日頃から目にする機会が多々あり、木内候補がこうした活動に一定程度関わっていたことは認められる。

しかし、木内候補から提出された証拠資料によれば、木内候補の呼称としての「だんごさん」あるいは「まんじゅうや」は、周囲の者から、あるいは支援者等が使用することはあり得たとしても、前記(2)①の通称化の程度の「広く開票区の区域内においていずれの地においても慣習的に使用されている状態にある」と認定するに足りる証拠はないと言わざるをえない。

木内候補は、上記第 4 において、「石田候補は、「まんじゅう」、「だんご」はもとよりこれらに関連しあるいはこれらを連想させる事情は一切なく、かかる事情の中で貴重な一票をわざわざ投じた市民が「まんじゅうや」「おだんごさん」と記載したとすれば、その投票者の意思が、この 2 名のうち木内候補に投票する意思であることは明らかである。」と主張するが、2 名のうち木内候補に関する記載であることが明らかであっても直ちに有効と判断できるわけではなく、「投票用紙には候補者 1 人の氏名を自書しなければならない (法第 46 条第 1 項)」のであり、その記載内容が「候補者の呼称として広く開票区の区域内においていずれの地においても慣習的に使用されている状態にある」場合に限り、通称が氏名に代わるものと認められ有効となるのである。

投開票事務の手引書である「衆議院議員総選挙・国民審査のための投・開票事務ノート令和 8 年 182P (選挙管理研修会編)」においても「通称であるかどうかということは、その記載によって候補者が特定するかどうかということとは、一応、別の問題である。したがって、単に職業や身分、前歴、屋号や商号、居住する地名や方角などを記したもので、十分誰に対する投票であるかがわかるものであっても、それが氏名に代わるべきものとまではいえない場合には、通称とは認めるわけにはいかないこととなる。」との記載がある。

また、市委員会は、「木内候補を「まんじゅうや」と呼称する者がいることについても把握している」と弁明し、当委員会からの「木内候補を「まんじゅうや」などと呼称する者がいることを把握した具体的な方法を御説明ください」との質問に対しては、「市委員会の委員の間において、そのように呼称しており、また、一定の範囲の市民や市職員の一部についても、これまでも日常的に呼称されていると認識していた」と回答しているが、当委員会からの「広く神栖市内において、木内候補の本名に代わるものとしていずれの地においても慣習的に称されていることを客観的に示す証拠書類はあるか。また市委員会以外の者が所持しているか、把握しているか。」との質問に対しては「存在しない。市委員会以外の者が所持しているかについては把握していない。」と回答し、「報道や情報媒体において、木内候補のことを「まんじゅうや」、「だんごや」「おだんごさん」などと称した例を把握しているか。」との質問に対しては、「把握していない。」と回答している。

なお、市委員会からは、木内候補が選挙に限らず自身のことを外部に「まんじゅうや」「だんごや」「おだ

んどさん」などと称したことが分かる資料として、本件選挙の立候補届出時の「屋号・商号等についての届出書」が提出された。

「屋号・商号等についての届出書」は、前記(2)①の、法施行令第89条第5項で準用する同第88条第8項に基づき候補者が選挙長に提出する通称認定届出書とは異なり、市委員会が、投票の効力を決定する際の参考資料として提出を求め、候補者が自身の屋号と認識しているものをあらかじめ記載するものであり、「あくまでも選挙長において投票の効力の具体的判断をするにあたっての参考資料にとどまるものであり、必ずしも有効と判断するものではありません。」との記載があり、木内候補は「まんじゅう屋」と記載して提出しているものの、これを証する書類が添付されているわけでもなく、これをもって、「まんじゅうや」が「広く神栖市内においていずれの地においても木内候補の呼称として慣習的に使用されている」状態にあるとは言えない。

また、市委員会は当委員会からの質問に対して、鍛冶業を営む家の候補者について、カジと書いた票が有効と取り扱われた事例（新潟県北魚沼郡堀之内町（平成16年に近隣5町村と合併し、現在は魚沼市の一部区域）の事例）を例示する。

しかし、合併前の堀之内町と神栖市を比較すると、国土交通省国土地理院の「全国都道府県市町村別面積調」によれば、面積は、堀之内町が69平方キロメートル（平成15年時点）に対して神栖市は146.97平方キロメートル（令和8年時点）、また、総務省の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」によれば、人口は、堀之内町が9,588人（平成16年3月31日時点）に対して神栖市は93,786人（令和7年1月1日時点）と大きく異なっており、面積が広く、人口が多くなれば同業者が多数いることが想定されることも加味すれば、通称化を認めるに足りる客観的な証拠がない中で、「カジ」の事例と同様に、「だんどさん」「まんじゅうや」が「広く神栖市内においていずれの地においても木内候補の呼称として慣習的に使用されている状態にある」から有効との判断はできない。

加えて、県開披再点検の結果、本件選挙における「だんどさん」「まんじゅうや」の票が、市選挙会において木内候補の有効投票と決定した16,724票のうち1票ずつと極めて少数であったこと自体が、「だんどさん」「まんじゅうや」が、「広く神栖市内においていずれの地においても木内候補の呼称として慣習的に使用されている状態にはなかった。」ということを表しているとも言える。

さらに、市委員会は上記第3の2において、「まんじゅうや」及び「おだんどさん」という票の記載は、木内候補を指し示すものと考えられ、反対に、本件選挙に立候補した石田候補を指し示す要素は全くないのである。」と主張するが、記載内容が、石田候補に関する要素が全くなく、木内候補に関する要素しかなかったからと言って、そのことのみで、木内候補の有効投票と判断することはできない。その理由は、木内候補からの意見に対して前に述べたとおりである。

以上のとおり「だんど」「まんじゅう」が木内製菓の取扱商品として神栖市内で認知されていたことは認められるものの、「だんどさん」「まんじゅうや」が木内候補の通称として使用されているとは認め難く、何人を記載したかを確認し難いものとして、無効と判断せざるを得ない。

② 別記2-1～2-82の投票について

木内候補の有効投票から抽出した票であり、いずれも候補者の氏名を誤記したものと認められるかどうかの判断を要する票である。

別記2-1～2-80は、氏又は名の片方が一致し、もう片方のうち一部が異なるが、両候補者の氏名の字形、字音に類似性はなく、記載全体として「木内としゆき」を誤記したものと認め、木内候補の有効投票と判断する。

別記2-81は、4文字目は、「し」を簡略化して記載したとも読め、記載全体として「木内としゆき」を

誤記したものと認め、木内候補の有効投票と判断する。

別記 2-82 は、「本内」と読めるが、「本内」が、木内としゆきの「木内」、石田進の「石田」のうち、木内に類似していることは明らかであり、「木内としゆき」の誤記と認め、木内候補の有効投票と判断する。

③ 別記 3-1 ~ 3-11 の投票について

木内候補の有効投票から抽出した票であり、いずれも、判読困難な字が含まれる票である。

別記 3-1 ~ 3-4 は、字形がやや特徴的であるが、記載全体として「木内としゆき」に類似しており、木内候補の有効投票と判断する。

別記 3-5 は、字形がやや特徴的だが、1 文字目に真ん中に線が見え「木内」とも読める。「石田」よりも「木内」に類似しており、木内候補の有効投票と判断する。

別記 3-6 は、1 文字目は字形が特徴的であるが、「石」より「木」に類似し、3 文字目は木内敏之の「敏」を「俊」と誤認し記載、「之」を脱字したものと認め、木内候補の有効投票と判断する。

別記 3-7 は、やや判読が困難な文字も含まれるが記載全体として「木内としゆき」に類似しており、木内候補の有効投票と判断する。

別記 3-8 は、特徴的な文字であるが、「きうち」に近い筆跡であり、木内候補の有効投票と判断する。

別記 3-9 は、1 文字目は「水内」にも読めるが、1 画目が横に一筆で書かれていることから「水」よりも「木」に近く、「木内としゆき」の氏を記載したものと認め木内候補の有効投票と判断する。

別記 3-10 は、「木内としゆき」と記載されており、木内候補の有効投票と判断する。

別記 3-11 は、字形がやや特徴的だが「木内としゆき」と記載したものと認め、木内候補の有効投票と判断する。

④ 別記 4-1 ~ 4-19 の投票について

木内候補の有効投票から抽出した票であり、いずれも有意の他事記載にあたるかどうかの判断を要する票である。

別記 4-1 ~ 4-4 は、候補者の氏名の上に、「無所属」と記載されているが、これは身分の類を記載したものであり、法第 68 条第 1 項第 6 号ただし書に該当し、木内候補の有効投票と判断する。

別記 4-5 ~ 4-6 は、文字を抹消した後に、「木内としゆき」と記載したものであり有意の他事記載には当たらず、木内候補の有効投票と判断する。

別記 4-7 ~ 4-11 は、候補者氏名以外に筆跡が確認できるが、筆勢及び運筆等から判断して無意識に又は不用意に付されたものと認め、有意の他事記載には当たらず、木内候補の有効投票と判断する。なお、別記 4-8 は、木内が 2 回書かれているが、木内と一度書いた後に、丁寧な字で木内としゆきと書き直し、最初の木内を抹消し忘れたものと推測可能である。

別記 4-12 は、石田進の頭文字とも一致する片仮名のイを記載した後これを抹消し忘れ、木内としゆきと記載したものと認め、有意の他事記載には当たらず木内候補の有効投票と判断する。

別記 4-13 は、「内」を二重に書いてしまい、読みづらくなったため、左側にフリガナを記載したと認め、有意の他事記載には当たらず木内候補の有効投票と判断する。

別記 4-14 は、「木内としゆき」の 4 文字目を抹消した後に、「し」と記載し、次の「ゆ」を「あ」と誤記したものであり、有意の他事記載には当たらず、「木内としゆき」を誤記したものと認めて木内候補の有効投票と判断する。

別記 4-15 は、文字の濃さからして、鉛筆以外の筆記用具で書かれ、インクが垂れた又は投票用紙を折ったことでインクが付着したとも推測可能であり、意識的な記載とは異なるものであるから、有意の他事記載には当たらず木内候補の有効投票と判断する。

別記 4-16 は、「き」の延長上の離れたところに筆跡がついたものを抹消しようとしたものと認め、有意の他事記載には当たらず木内候補の有効投票と判断する。

別記 4-17 は、最後の文字は下部に横線が書かれており「き」とも読み、その後に「句点」が書かれたものと認め、有意の他事記載には当たらず木内候補の有効投票と判断する。

別記 4-18 は、木内としゆきの後に句点が書かれたものと認め、有意の他事記載には当たらず木内候補の有効投票と判断する。

別記 4-19 は、6 文字目は「き」を記載しようとして誤って 3 画目以降の記載を失念したものと認め、有意の他事記載には当たらず木内候補の有効投票と判断する。

⑤ 別記 5-1 ~ 5-42 の投票について

石田候補の有効投票から抽出した票であり、いずれも候補者の氏名を誤記したものと認められるかどうかの判断を要する票である。

別記 5-1 ~ 5-24 は、「右田進」又は「右田すすむ」あるいはこれらを誤記したもの（5-21 の右田すすし）と読めるが、石の右上から左下の字画について、勢い余って上が突き出て、右となったものであり、石田進の誤記と認め、石田候補の有効投票と判断する。

別記 5-25 ~ 5-26 は、「右田」とも読めるが、右は、石の右上から左下の字画について、勢い余って上が突き出て、右となったものであり、石田の誤記と認め、石田候補の有効投票と判断する。

別記 5-27 は、「右」は、石の右上から左下の字画について、勢い余って上が突き出て、右となったものであり、3 文字目は進のしんによろ書き忘れたものとも推測可能であり、石田進の誤記と認め、石田候補の有効投票と判断する。

別記 5-28 は、3 文字目は進のしんによろ書き忘れたものとも推測可能であり、石田進の誤記と認め、石田候補の有効投票と判断する。

別記 5-29 ~ 5-39 は、氏又は名の片方が石田候補の氏名と一致、もう片方のうち一部が異なるが両候補者の氏名の字形、字音に類似性はなく、記載全体として石田進に類似しており、石田進の誤記と認められ、石田候補の有効投票と判断する。

別記 5-40 は、「いしだすすむ」の「だ」の濁点を忘れ、「す」を脱字したのもとも推測可能であり、「いしだすすむ」の誤記と認め、石田候補の有効投票と判断する。

別記 5-41 は、「田」と読めるが、両候補者の氏名の字形、字音に類似性はなく、「田」は石田進の脱字と認め、石田候補の有効投票と判断する。

別記 5-42 は、1 文字目が「万」とも読めるが、万と石は字形が類似しており、2 文字目以降が「石田進」と一致していることから、石を慌てて書いて「万」となったものとも推測可能であり、記載全体として石田進に類似しており、石田進の誤記と認め、石田候補の有効投票と判断する。

⑥ 別記 6-1 ~ 6-36 について

石田候補の有効投票から抽出した票であり、一部判読困難な字が含まれる票である。

別記 6-1 ~ 6-28 は、記載全体として「石田進」に類似しているため、石田候補の有効投票と判断する。

別記 6-29 ~ 6-30 は、記載全体として「石田すすむ」に類似しているため、石田候補の有効投票と判断する。

別記 6-31 ~ 6-32 は、記載全体として「いしだすすむ」に類似しているため、石田候補の有効投票と判断する。

別記 6-33 は、記載全体として「石田」に類似しているため、石田候補の有効投票と判断する。

別記 6-34 は、2 文字目までが、「石田進」に一致し、3 文字目はやや判読困難な字であるが、「進」のしんによる書き忘れたものとも推測可能であり、記載全体として「石田進」に類似しているため、石田候補の有効投票と判断する。

別記 6-35 は、記載全体として「いしだ」に類似しているため、石田候補の有効投票と判断する。

別記 6-36 は、2 文字目までは「右田」と読めるが、右は、石の右上から左下の字画について、勢い余って上が突き出て右となったものであり、最後の文字はやや判読困難ではあるが「進」に類似しているため石田候補の有効投票と判断する。

別記 6-37～6-38 は、「石田進」と記載されており、石田候補の有効投票と判断する。

別記 6-39～6-42 は、「石田」と記載されており、石田候補の有効投票と判断する。

⑦ 別記 7-1～7-30 について

石田候補の有効投票から抽出した票であり、いずれも有意の他事記載に当たるかどうかの判断を要する票である。

別記 7-1～7-2 は、候補者の氏名の上に、「無所属」と記載されているが、これは身分の類を記載したものであり、法第 68 条第 1 項第 6 号ただし書に該当し、石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-3 は、「(無) 石田進」と読めるが、(無) は無所属を略したもので、これは身分の類を記載したものであり、法第 68 条第 1 項第 6 号ただし書に該当し石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-4 は、3 文字目は、「進」を書こうとして途中で抹消し新たに書き直したものであり、その文字はやや判読困難ではあるが「進」に類似しているため石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-5 は、「木内」を抹消した後に、「石田進」と記載したものであり、有意の他事記載には当たらず石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-6 は、何らかの文字を抹消した後に、「石田進」と記載しようとし、「石田追」と誤記したものと認め、有意の他事記載には当たらず石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-7 は、右は、石の右上から左下の字画について、勢い余って上が突き出て右となったもので、「右田田」を抹消し、「右田進」と記載したものであり、「石田進」の誤記と認め、有意の他事記載には当たらず石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-8～7-16 は、候補者氏名又は氏以外に筆跡が確認できるが、筆勢及び運筆等から判断して無意識に又は不用意に付されたものと認め、有意の他事記載には当たらず石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-17～7-21 は、候補者氏名欄の欄内又は欄外に筆跡が見られるが、その運筆から故意又は意識的に記載した符号(しるし)その他の記入ではなく、無意識又は不用意に付されたものと認め、有意の他事記載には当たらず石田候補の有効投票と判断する。なお、別記 7-21 は、「石日進」とも読めるが、記載全体として「石田進」に類似しているため、石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-22 は、何らかの文字を記載しようとして、抹消し忘れ「石田進」と記載した投票であり有意の他事記載には当たらず石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-23 は、「石」の上の筆跡は、石の一文字目を書こうとして、その下に書き直したが抹消し忘れたものとも推測可能であり、有意の他事記載には当たらず石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-24 は、「石田すすむ」の「む」を誤って「も」と記載しようとして、途中で誤りに気づき、右隣りに「進」を書き直したとも推測可能であり、有意の他事記載には当たらず、石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-25 は、「いしだ」の濁点の位置を誤って記載したものとも推測可能であり、有意の他事記載には当たらず石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-26 は、一部判読困難な文字が含まれるが、全体として「石田進」に類似しており、3 文字目の左側は、何らかの記載を抹消しようとしたものであり有意の他事記載には当たらず石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-27 は、右欄外に印刷された注意の頭柱数字「一」を「○」で囲んだものである。この点、他事記載のなされた場所は、投票用紙の候補者の氏名欄の内外を問わないものと解すべきところであり、また、「○」の記載は、法第 68 条第 1 項第 6 号ただし書のいずれにも該当せず、ことさら目立ちやすい印刷された頭柱数字を「○」で囲むことは有意の他事記載といわざるを得ないため、無効投票と判断されている（昭和 50 年 4 月 27 日香川県坂出市議会議員選挙における昭和 51 年 6 月 28 日高松高等裁判所判決）。そして、同判決はこの判断に基づいて頭柱数字「二」を「○」で囲んだものを無効投票と判断しているのであるから、頭柱数字「一」を「○」で囲んだ別記 7-27 もまた無効投票であると判断される。なお、無効投票から抽出した、別記 8-1 に記載内容が類似する投票である。

別記 7-28 は、3 文字目の進のつくり（右側の部分）が正確に書けず、4 文字目に書き直ししようとして断念したものとも推測可能であり、有意の他事記載には当たらず、石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-29 は、欄内に筆跡が見られるが、その形状から故意又は意識的に記載した符号その他の記入ではなく、「石」を書こうとしたものの「石」の 2 画目が 1 画目と繋がり、かつ真下の方向に書いたため、その右に書き直したのもとも推測可能であり、有意の他事記載には当たらず石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-30 は、石田の右側にフリガナを併記、ひらがなの「い」片仮名の「シダ」を記載しようとしてダの真ん中の左上から右下の線の記載を失念したものであり石田候補の有効投票と判断する。

⑧ 別記 8-1～8-3 について

無効投票から抽出した票である。

別記 8-1 は、別記 7-27 と同様、右欄外に印刷された注意の頭柱数字「一」を「○」で囲んだものである。この点、他事記載のなされた場所は、投票用紙の候補者の氏名欄の内外を問わないものと解すべきところであり、また、「○」の記載は、法第 68 条第 1 項第 6 号ただし書のいずれにも該当せず、ことさら目立ちやすい印刷された頭柱数字を「○」で囲むことは有意の他事記載といわざるを得ないため、無効投票と判断されている（昭和 50 年 4 月 27 日香川県坂出市議会議員選挙における昭和 51 年 6 月 28 日高松高等裁判所判決）。そして、同判決はこの判断に基づいて頭柱数字「二」を「○」で囲んだものを無効投票と判断しているのであるから、頭柱数字「一」を「○」で囲んだ別記 8-1 もまた無効投票であると判断される。

別記 8-2 は、欄外に「定子」との記載があり、有意の他事記載として無効投票と判断する。

別記 8-3 は、名を「三成」と明確に記載しており、「三成」と「進」は類似性がない。歴史上の著名な人物の氏名を記載したものであり候補者でない者の氏名を記載した投票として無効投票と判断する。

(4) 木内候補及び石田候補の有効投票並びに無効投票について

上記(3)の判定の結果、木内候補及び石田候補の有効投票並びに無効投票の票数は次表のとおりとなる。

投票の区分	選挙会 決 定	新たな判断による有効票の増減 (①または②から③に移動)		当委員会 決 定
①木内候補の有効投票	16,724	※ 1	△ 2	16,722
②石田候補の有効投票	16,724	※ 2	△ 1	16,723
③無効投票	219		+ 3	222

※ 1 別記 1-1 及び 1-2 の投票

※ 2 別記 7-27 の投票

以上により、石田候補の得票数は、木内候補の得票数を 1 票上回る事となるので、原決定の取消及び木内候補の当選を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張には理由がある。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和 8 年 4 月 28 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学





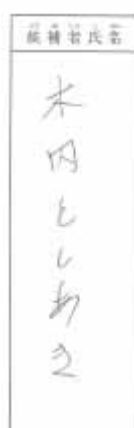
教示

この裁決に不服があるときは、法第 207 条の規定により、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第 215 条の規定による告示の日から 30 日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

別記 2

番号	7	8	9	10	11	12
投票						
効力の判定	市選挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当委員会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効

別記 2

番号	13	14	15	16	17	18
投票						
効力の判定	市選挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当委員会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効

別記 2

番号	3 1	3 2	3 3	3 4	3 5	3 6
投票						
効力の判定	市選挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当委員会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効

別記 2

番号	3 7	3 8	3 9	4 0	4 1	4 2
投票						
効力の判定	市選挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当委員会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効

別記 2

番号	5 5	5 6	5 7	5 8	5 9	6 0
投票						
効力の判定	市選挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当委員会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効

別記 2

番号	6 1	6 2	6 3	6 4	6 5	6 6
投票						
効力の判定	市選挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当委員会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効

別記 2

番号	79	80	81	82
投票				
効力の判定	市選挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当委員会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効


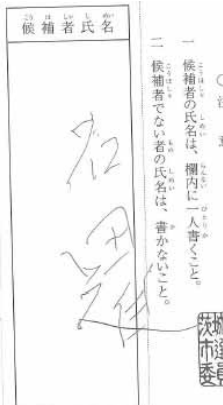
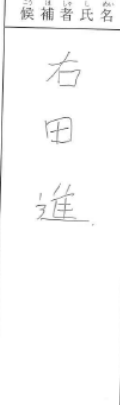



別記 3

番号	1	2	3	4	5	6
投票						
効力の判定	市選挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当委員会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効

別記 4

番号	1 9	
投票		
効力の判定	市選挙会	木内候補の有効
	当委員会	木内候補の有効

別記 5

番号	1	2	3	4	5	6
投票						
効力の判定	市選挙会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効
	当委員会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効

別記 5

番号	19	20	21	22	23	24
投票	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田すすし	候補者氏名 石田すすし	候補者氏名 石田すすむ	候補者氏名 石田すすむ
効力の判定	市選挙会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効
	当委員会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効

別記 5

番号	25	26	27	28	29	30
投票	候補者氏名 石田	候補者氏名 石田	候補者氏名 石田佳	候補者氏名 石田佳	候補者氏名 石井進	候補者氏名 石井進
効力の判定	市選挙会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効
	当委員会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効

別記 7

番号	7	8	9	10	11	12
投票	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進
効力の判定	市選挙会 石田候補の有効	市選挙会 石田候補の有効	市選挙会 石田候補の有効	市選挙会 石田候補の有効	市選挙会 石田候補の有効	市選挙会 石田候補の有効
	当委員会 石田候補の有効	当委員会 石田候補の有効	当委員会 石田候補の有効	当委員会 石田候補の有効	当委員会 石田候補の有効	当委員会 石田候補の有効

別記 7

番号	13	14	15	16	17
投票	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進
効力の判定	市選挙会 石田候補の有効	市選挙会 石田候補の有効	市選挙会 石田候補の有効	市選挙会 石田候補の有効	市選挙会 石田候補の有効
	当委員会 石田候補の有効	当委員会 石田候補の有効	当委員会 石田候補の有効	当委員会 石田候補の有効	当委員会 石田候補の有効

○注 意

一 候補者の氏名は、欄内に記入すること。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

茨城県西
市選挙会
委員会

別記 7

番号		1 8	1 9	2 0	2 1
投票		<p>候補者氏名</p> <p>石田進</p>	<p>候補者氏名</p> <p>石田進</p> <p>神栖市長選挙投票</p> <p>○注) 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>茨城県神栖市選挙管理委員会之印</p>	<p>候補者氏名</p> <p>石田進</p> <p>神栖市長選挙投票</p> <p>○注) 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>茨城県神栖市選挙管理委員会之印</p>	<p>候補者氏名</p> <p>石田進</p>
効力の判定	市選挙会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効
	当委員会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効

別記 7

番号		2 2	2 3	2 4	2 5	2 6
投票		<p>候補者氏名</p> <p>石田進</p>	<p>候補者氏名</p> <p>石田進</p>	<p>候補者氏名</p> <p>石田進</p>	<p>候補者氏名</p> <p>いしだ</p>	<p>候補者氏名</p> <p>石田進</p>
効力の判定	市選挙会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効
	当委員会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効

別記 7

番号		27	28	29	30
投票		<small>候補者氏名</small> 石田 進	<small>候補者氏名</small> 石田 進 目	<small>候補者氏名</small> 石田 進	<small>候補者氏名</small> 石田 進
効力の判定	市選挙会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効
	当委員会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効

別記 8

番号		1	2	3
投票		<small>候補者氏名</small> 石田 進	<small>候補者氏名</small> 石田 進	<small>候補者氏名</small> 石田 三成
効力の判定	市選挙会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効
	当委員会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効

茨城県選挙管理委員会告示第32号

令和 7 年 11 月 9 日 執行の神栖市長選挙における当選の効力に関し、茨城県神栖市須田 2340-13 飯田耕造から審査の申立てがあったので、当委員会は次のとおり裁決した。

令和 8 年 5 月 11 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

裁第 3 号

裁 決 書

審査申立人

神栖市須田 2340-13

飯 田 耕 造

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和 7 年 12 月 23 日に提起された令和 7 年 11 月 9 日 執行の神栖市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査申立て」という。）について茨城県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 本件選挙における当選の効力に関する異議の申出に対して神栖市選挙管理委員会が令和 7 年 12 月 5 日付けで行った棄却の決定を取り消す。
- 2 本件選挙における当選人木内敏之の当選を無効とする。

第 1 申立ての趣旨

申立人は、本件選挙について、令和 7 年 11 月 10 日付けで神栖市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたが、市委員会は同年 12 月 5 日付けで本件異議申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をした。

これに対して申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の当選人木内敏之（以下「木内候補」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求めて本件審査の申立てをしたものである。

第 2 申立ての理由

申立人から提出された申立書、反論書等によれば、申立ての理由の要旨は以下のとおりである。

- 1 市委員会は、本件選挙の開票において、開票結果が同数であったにもかかわらず疑問票等の再確認を行わず、票を確定した。
- 2 また、疑問票を有効投票、無効投票に分類するに当たっては、選挙立会人に対して、十分な説明が行われなかったとの証言もあり、その手続が十分なものであったとはいえない。
- 3 当選人決定のくじも、開口部が大きく空いた容器に、2本のくじの棒が入っている簡易的なものであり、選挙長が各陣営に通知することもなく、選挙長が自ら 2 回のくじを引いて、当選人を決定してしまったことは、抽選を受ける者の意思が全く入ることができず、極めて不適切で納得のいくものではなく、適正な法手続に基づいたくじ引きとはいえず、違法である。
- 4 本件異議の申出の後に、木内候補の有効投票の中に「まんじゅうや」や「おだんごさん（申立書では「だんごや」。市の弁明書の内容を踏まえ反論書から変更）」とだけ記載された票があったことが確認された。

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。) 第 68 条第 1 項第 7 号は、「公職の候補者の氏名を自書しないものは無効とする。」と定め、その上で同法の逐条解説 (黒瀬敏文・笠置隆範編著「逐条解説公職選挙法改訂版 (上) 674P」) においては、通称を記載した投票については有効とされているが、通称化の程度について実例は「屋号等の称号が広く開票区の区域内においていずれの地においても慣習的に使用されている状態にあることを要するもの (昭和 25 年 3 月 20 日実例)」としている。

市内には、「まんじゅう」や「だんご」を製造販売する店舗が多数あり、「まんじゅうや」が屋号として使われているわけでもなく、木内候補の選挙公報においても、木内候補が木内製菓株式会社 (以下「木内製菓」という。) の役員等を務めているなどの記述はなく、広く市民が本件選挙において「まんじゅうや」や「おだんごさん」を木内候補として認識できる状態にはなく、「まんじゅうや」や「おだんごさん」という票は通称として広く認められたものではないため、これを木内候補の有効投票として扱うことは法第 68 条に反しており違法である。

- 5 市委員会が本件異議の申出に応じて開披再点検 (以下「市開披再点検」という。) を行ったことは評価できるものの、市開披再点検は、最初の開票時と同じ観点から、有効投票、無効投票を数え直したものであり、各陣営の 2 名ずつの立会人には票を一切見せることなく、市委員会委員の確認により、従前のおり有効無効を決定してしまったことははなはだ不適切であり、納得のできるものではない。
- 6 改めて、当委員会における票の開披再点検 (以下「県開披再点検」という。) を行い、公平公正な観点から、票の有効、無効を判断されたい。

第 3 市委員会の弁明内容

市委員会から提出された弁明書、当委員会からの質問書に対する回答書等によれば、市委員会の弁明内容の要旨は以下のとおりである。

1 申立理由 1 について

疑問票等の再確認を行わず、票の確定をした事実は認める。これは開票事務が選挙立会人の下で公正かつ適正に執行された結果、得票数が同数になったものに過ぎず、開票における点検作業の過程において内容を複数回確認していることから、得票数が同数であることを理由として再点検をする必要性はないとの考えによるものである。

2 申立理由 2 について

投票用紙を選挙立会人に回付して点検を受ける際、候補者の氏名、氏のみ、名のみ (漢字、ひらがな、カタカナ) が記載された票 (以下「完全有効投票」という。) については、運搬担当の職員が「一字一句誤りのない有効投票」と説明し、完全有効投票以外の票については、審査担当の職員が、誤字等有効投票 (候補者の氏名、氏のみ、名のみ (漢字、ひらがな、カタカナ) の誤字・脱字程度と判断した票) はその旨、それ以外の有効投票についてもその旨、無効投票はそれぞれ無効事由毎に説明している。

3 申立理由 3 について

法第 95 条第 2 項において「当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。」とのみ規定されており、法の趣旨が、当選の決定の公平性を確保する点にあると考えられることから、その趣旨に反するような方法が取られない限り違法性は認められず、具体的なくじの方法は選挙会において決定することは可能であり、選挙会において、選挙長がくじ引きを行うことを決定し、当選人の決定のためのくじが公正かつ適正に執行されたところである。

使用されたくじについても、構造上、意図的に覗いても確認できない仕様となっていることから、「開口部が大きく空いた容器」や「簡易的なもの」及び「極めて不適切で納得のいくものではない。」との記述も、単に申

立人の主観的な主張を述べているに過ぎず、具体的事情の立証がない。

4 申立理由 4 について

「まんじゅうや」や「おだんごさん」という票があり、有効としたことは把握している。

木内候補の家は、明治34年創業の木内製菓を経営しており（現在は兄が代表取締役を務めている。）、その商品は、市内スーパー等をはじめ広く取り扱われており、木内候補を「まんじゅうや」と呼称している者がいることも把握している。

昭和26年11月28日の仙台高等裁判所判決（裁判年月日等は市委員会が当委員会に弁明資料として提出した選挙関係実例判例集の写しによる）では、候補者の家が長年鍛冶業を営み、「鍛冶」、「カジ」が候補者の通称と認められる場合において、「カジ」と記載された投票は候補者の有効投票と認めるべきとされており、これを木内候補と比較すると、「その家が代々事業を営んでいること」、「その業態などを含めた商業名が通称等として用いられていること」などが符合するものと言い得る。

また、「投票は何人かを選挙しようとする選挙人の意思を表現しようとする手段であるから、たとえ投票に記された文字に誤字、脱字があり、又は明確を欠く点があつても、その記された文字の全体的考察によつて当該選挙人の意思がいかなる候補者に投票したかを判断し得る以上、これを有効投票として選挙人の投票意思を尊重することが、すべての選挙を基調とする代表制民主主義政治の根本理念に合致するものと言うべき（昭和25年7月6日最高裁判所判決）」とされ、さらに、法第67条における投票の「効力の決定に当つては、第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない」との規定は、選挙人の意思が投票の記載から判断できる以上は、できるだけその投票を有効とすべきものとする趣旨を示したもの（昭和27年7月11日最高裁判所判決）」とされていることから、「まんじゅうや」及び「おだんごさん」という票の記載は、木内候補を指し示すものと考えられ、反対に、本件選挙に立候補した石田進（以下「石田候補」という。）を指し示す要素は全くないものである。

5 申立理由 5 について

市開披再点検においては、各候補者又はその代理人1名ずつと選挙立会人1名ずつの合計4名を候補者の関係者として入場を認め、一連の点検事務を監視し得るように配置した。

市開披再点検は、市委員会の職権により、開票事務と同様に、公開の下で公正かつ適正に実施し、その結果、開票の結果と全て一致する結果となったものであって、はなはだ不適切であり納得のできるものではない旨の主張は、単に申立人の主観的な主張を述べているに過ぎず、具体的事情の立証がない。

6 申立理由 6 について

県開披再点検を行うかどうかは、当委員会の判断によるものであるが、市委員会としては、本件選挙における開票事務が選挙立会人の下で公正かつ適正に執行されたこと、また、職権による市開披再点検も実施し、開票の結果と全て一致する結果となったことから、その必要性はない。

第 4 木内候補の審査申立てへの参加及び意見について

当委員会は、法第216条第2項で準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第13条第2項に基づき、利害関係人である木内候補に対し、本件審査申立てに係る審理（以下「本件審理」という。）に参加することを求め、本件審理に参加させた。

木内候補からの意見書等によれば、木内候補の意見は以下のとおりである。

1 申立理由 3 について

法第95条第2項では、くじの方法について法的な定めは存在せず、くじの具体的な方法は、各選挙管理委員会の裁量に委ねられており、選挙長がくじを引いた事例は過去にも存在する（平成22年青森県大鰐町長選挙、令和

3 年千葉県旭市議会議員選挙)。

2 申立理由 4 について

法第67条は、「投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、法第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定し、その趣旨について、「投票の効力について従前の判例よりも一層厳格に解すべきものとする趣旨ではなく、かえつて選挙人の意思が投票の記載で判断し得る以上はなるべくこれを有効とすべきものとする趣旨 (昭和27年 7 月 11 日最高裁判所判決)」であると判示されている。

また、「法第67条後段及び法第68条の 2 の規定の趣旨に徴すれば、選挙人は真摯に選挙権を行使しようとする意思、すなわち適法有効な投票をしようとする意思で投票をしたと推定すべきである。したがって、多数の選挙人の中には故意にあるいは無知から候補者以外の者の氏名等を記載する者もないとは言えないという理由で、選挙人が真摯でない態度で投票したのではないかと推測して、その投票の効力を否定したりするようなことは許されるべきではない (昭和51年 6 月 30 日最高裁判所判決)。」と判示されている。

さらに、「投票用紙の記載自体、用いられた投票用紙等もっぱら形式的要素を基準として選挙人の意思を客観的に推測し、選挙人の選挙権行使の意図を尊重し、例えば、投票の記載が拙劣、不明確、不正確であっても、記載の類似性から、候補者の一人に投票を帰属させることができるときは、当該候補者の有効投票とする等、出来るだけ投票を有効としなければならない」というのが法第67条後段の意義であり、「投票の効力は、選挙当時の事情を参酌し、選挙あるいは投票に関連のある諸般の事情を総合して判定すべき (逐条解説公職選挙法改訂版 (上) 651P)。」とされている。

加えて、無効投票について定める法第68条第 1 項第 8 号について、一般に認定書の有無にかかわらず「通称を記載した投票は有効」と考えられており (逐条解説公職選挙法改訂版 (上) 674P)、他にまぎらわしい候補者がいない限り、一応は通称という線で考えてもいい、と考えられている。

神栖市で120年以上続く老舗、木内製菓の創業家である木内家は、古くからまんじゅうを取り扱っていたほか、近年では売り上げの 4 割をだんごが占めており、周辺の者から「まんじゅうや」「だんごや」と呼ばれており、通称として定着している。

木内候補は、木内製菓の直系として生まれ、高校卒業と同時に木内製菓に勤務し、50年以上にわたり社長である父及び兄の下で勤務を続けており、「まんじゅうや」「だんごや」と呼ばれることが日常となっている。

また、平成 8 年の神栖町議会議員選挙当選を皮切りとして、約30年にわたり市政に関与しており、政治活動においても、支援者らから親しみを込めて「まんじゅうや」「だんごや」と呼ばれてきた。

こうした活動により、政治家の木内候補＝「まんじゅうや」「だんごや」との認識も、市民の中に広く浸透している。

特に、平成23年に東日本大震災が発生した直後、木内候補は、勤務先である木内製菓の社員とともに避難所など約100か所、1万人に木内製菓のまんじゅう、だんごなどの物資や飲料水を自ら届けるなど積極的に活動したこともあり、期せずして神栖市民に広く、木内候補＝まんじゅうや、だんごやとの印象を強くすることになった。

これら事情に照らせば、木内候補は、日常生活において「まんじゅうや」「だんごや」と呼ばれていることはもとより、神栖市の政界において、唯一「まんじゅうや」「だんごや」と呼ばれる存在であり、本件選挙当時の事情を参酌し、選挙あるいは投票に関連のある諸般の事情を総合して、適法有効な投票をしようとする意思で投票を記載した選挙人の意思を推認すれば、「まんじゅうや」「おだんごさん」との記載が、木内候補を指すと考えるのが合理的であり、上記裁判例に照らしてもこれらの投票を有効投票とすることは極めて合理的である。

なお、「おだんごさん」との記述について、「さん」は、法第68条第 1 項第 6 号の「敬称」に該当し、無益的な記載と解され、「だんご」は、「だんごや」との商号を誤記したと考えるのが自然かつ合理的である。

他方で、石田候補は、「まんじゅう」、「だんご」はもとよりこれらに関連しあるいはこれらを連想させる事情は一切なく、かかる事情の中で貴重な一票をわざわざ投じた市民が「まんじゅうや」「おだんごさん」と記載したとすれば、その投票者の意思が、この 2 名のうち木内候補に投票する意思であることは明らかである。

加えて、市委員会も、本件選挙において「まんじゅうや」を「通称とあだ名」「商業名を記載した投票」として「有効」と判定する方針を固めていた（第 6 の当委員会が認定した事実 1（6））とのことであり、地域の慣習を踏まえた合理的な判断というべきである。

第 5 審理手続の併合について

当委員会は、本件審査申立とは別に、令和 7 月 12 月 22 日に提起された遠藤貴之及び石田進の連名（以下「別件審査申立人」という。）による審査申立てを受理し、法第 216 条第 2 項で準用する行服法第 39 条に基づき、審理手続を併合した。

第 6 当委員会が認定した事実

当委員会は、本件審査申立てを適法なものとして認めこれを受理し、市委員会から弁明書を、申立人からは反論書の提出を受けた。

また、利害関係人である木内候補に対し、参加人として本件審理に参加することを求め、木内候補から、意見書の提出を受けた。

さらに、審理関係人に対して、質問書を送付し、回答書の提出を受けるとともに、市委員会に対して当選者決定のくじで使用されたくじ等の物件の提出を求め、別件審査申立人及び木内候補の求めにより口頭意見陳述を実施し、口頭意見陳述後、申立人、別件審査申立人、木内候補、市委員会へ口頭による質問を行い回答を得るなど慎重に審理手続を進めた。

以上の審理手続を経て、当委員会が認定した事実（以下「認定事実」という。）は以下のとおりである。

1 投票日当日の開票事務について

概ね以下の手順で行われた。

- (1) 令和 7 年 11 月 9 日午後 7 時 30 分から、かみす防災アリーナにおいて、開票が行われた。選挙長による開票開始宣言の後、最初に、開票係が投票箱の開箱を行い、開票作業台に全ての投票用紙を取り出し、点字投票は、専用トレーに、その他の投票は、天地表裏を揃えずに無地トレーに収納した。
- (2) 次に、運搬係が、無地トレーに収納された全ての投票用紙を分類係に回付し、分類係は、投票用紙読取分類機（以下「分類機」という。）2 台を使用して各候補者票、白票、識別不能票に仕分けした。
- (3) 次に、運搬係は、(2)により仕分けされた各候補者票を第 1 点検係へ、白票、識別不能票、点字投票を審査係へ回付した。
- (4) 第 1 点検係は、(3)により回付された各候補者票を目視で投票用紙の表裏を点検し、点検を終えた票は、第 2 点検係へ回付され、再度点検した。

なお、点検で、誤字脱字のある投票、その他の疑問票、白票が見つかった場合は、当該投票を審査係へ回付した。

- (5) 審査係は、(3)又は(4)により回付された票について、有効及び無効の判定を複数人で行い、各候補者の誤字等有効投票、判定有効投票、点字投票、無効投票（無効事由ごと）に区分し、符票を添付した。

なお、審査係は、効力の判定に当たって、あらかじめ作成した「効力判定表」を参考とした。

- (6) 効力判定表では、「まんじゅうや」について、前記の鍛冶業を営む家の候補者について、カジと書いた票が有効と取り扱われた事例等を参考に、判定欄に「有効」、見解欄には、「通称とあだ名」「商業名を記載した投

票」と記載してあった。

- (7) (4)により第 2 点検係が点検を終えた完全有効投票 (候補者の氏名、氏のみ、名のみ (漢字、ひらがな、カタカナ) が記載された票をいう。以下同じ。) は、運搬係が計数係へ回付し、第 1 計数担当が 100 票単位に計数した後、第 2 計数担当がその 100 票を再度計数し、括束担当へ回付した。

括束担当は、100 票束を 2 つ束ねて 200 票束にし、符票を添付した。最終的に 200 票束にならない 100 票束や 100 票未満の票は、符票にその票数を記入した。

- (8) 次に、運搬係が、完全有効投票 200 票束、端数票束の順に選挙立会人及び選挙長へ回付し、その後集計係へ回付した。

- (9) 全ての完全有効投票の回付を終えた後、審査係が、(5)により区分した票束を、選挙立会人及び選挙長へ回付し、その後集計係へ回付した。

- (10) 集計係は、2 台のパソコンを使用して、常時同じ票数であることを確認しながら開票集計システムにより集計し、その集計を終えた票束は、運搬係が得票集積台に運搬した。

- (11) 集計の結果、両候補者の得票数が同数であること、また、投票総数と開票総数が一致したことを確認した上で、開票結果を木内候補の得票数 16,724 票、石田候補の得票数 16,724 票、無効投票数 219 票と確定し、開票作業が終了した。

2 投票の有効・無効に関する選挙立会人に対する説明について

(1) 投開票日前日の説明会について

投開票日の前日である令和 7 年 11 月 8 日午前 11 時に、神栖市役所において、「選挙会及び開票事務説明会」が開催され、木内候補の届出による選挙立会人のみが出席し、別件申立人のうちの石田候補の届出による選挙立会人は出席しなかった。

説明会資料の内容は、「選挙立会人の役割」、「開票の流れ」、「投票の効力の決定」、「無効投票の事由」についてなどであり、「選挙立会人の役割及び主な仕事について」には、「投票の効力を点検して、「有効・無効決定符票」の選挙立会人の欄に印を押し、必要があるときは、意見を述べるができる」旨が記載され、資料に沿った説明が行われた。

石田候補の届出による選挙立会人からの陳述書、市委員会への聞き取りによれば、当該立会人は、説明会には参加せず、同日の説明会の前に、説明の機会が設けられた。

この際の説明について、石田候補の届出による選挙立会人は、陳述書や当委員会からの質問書による回答書で「4 年前の市長選挙で立会人を務めた際は、有効無効の判断のための事例を記載した書類をもらい、説明を受けたが、本件選挙ではこうした説明はなく資料も配布されなかった。何回も立会人やってますからわかりますよねと言われた。」旨述べているが、市委員会への聞き取りによれば、「説明会の資料を配布し、資料に沿って説明した」とのことであり、両者の言い分が対立しており、実際のところ当該立会人に対してどのような説明がなされたのかは認定できない。

(2) 開票作業中の票の有効・無効に関する選挙立会人への説明について

1 (8)及び同(9)の投票用紙の選挙立会人への回付の際、市委員会は、票束ごとに、有効投票については、「誰の有効投票か」、無効投票については、「法第 68 条に規定された無効事由 (例えば、候補者の何人を記載したかを確認し難いもの)」を説明したが、「具体的な個別の記載がなぜ有効になるのか、あるいはなぜその無効事由になるのか」といった詳細な説明までは行われなかった。

なお、この際、選挙立会人からは、意見 (例えば、「有効にすべき」や「無効にすべき」といった意見) は出されなかった。

3 当選人を定めるくじの執行について

(1) 使用されたくじについて

当委員会から、市委員会に対して使用されたくじの物件の提出を求め、選挙立会人に対して写真を示し市委員会から提出されたくじが実際に使用されたくじで間違いないかを質問した結果、くじは以下の形状のものが使用されたことが認められる。

- ① くじ棒を入れる容器の底面は、直径約 6 センチメートルの円形であり、高さ約 20 センチメートルの円柱形である。
- ② くじ棒は、直径 8 ミリメートル・長さ 30 センチメートル程度で先端は切り欠き加工が施されており、その切り欠き部分に番号が記載されているものである。
- ③ 構造上、くじを引く者が容器上部から目視しても切り欠き部分以外のくじ棒部分が妨げとなり、記載された番号を確認してくじを引くことが困難な形状となっている。

(2) 当選人を定めるくじの執行に関する説明について

開票終了後、休憩時間が設けられ、その後「得票数が同数であったことから当選人は、くじにより決定する」旨の場内アナウンスが行われた。

市委員会から提出された「くじの執行口述書（書記長口述）」及び口頭意見陳述後の、当委員会からの質問に対する回答等によれば、選挙立会人に対しては、「選挙立会人がくじ執行の立会人になることについて」の確認は行われたが、「選挙長がくじを引くことについて選挙立会人に異議がないかどうか」を明示的に確認した事実は認められないものの、黙示的な確認はあったと認められる。

くじの執行方法については、最初に、立候補届出順に従い、「当選人を決定する本くじを引く順序を決定する予備くじ」を行い、予備くじの順序で「当選人を決定する本くじ」を行い、本くじで 1 番のくじを引いた候補者を当選人と定める旨の説明が行われた。

(3) くじの執行方法について

- ① くじは(1)のくじが使用され、くじは選挙長が引いた。
- ② 最初に「当選人を決定する本くじを引く順序を決定する予備くじ」が行われ「当選人を決定する本くじを引く順番」について、木内候補は 1 番、石田候補は 2 番に決定した。
- ③ 次に、木内候補、石田候補の順序で「当選人を決定する本くじ」が行われ、木内候補が 1 番、石田候補が 2 番となったため、木内候補を当選人と定めた。
- ④ なお、くじの執行について、選挙長がくじをのぞき込むといった不審な動きは目撃されていない。

4 木内製菓について

(1) 木内製菓の「履歴事項全部証明書（令和 8 年 3 月 2 日付け）」及び「閉鎖事項全部証明書（令和 8 年 3 月 11 日付け）」には、以下の内容が記載されている。

- ① 木内製菓の会社成立年月日は、昭和 57 年 7 月 20 日であり、本店の所在地は、昭和 62 年 9 月 10 日に「千葉県香取郡小見川町（現：香取市）野田 410 番地 1」から「茨城県鹿島郡神栖町（現：神栖市）息栖 751 番地 1」へ移転した。
- ② 会社の目的は、各種和洋菓子類の製造、販売等であり、資本金の額は 1000 万円である。
- ③ 代表取締役は、木内政和が務めている（木内候補からの意見陳述書によれば、木内政和は、木内候補の兄とのことである。）。

(2) 木内製菓のホームページ（令和 8 年 4 月 24 日時点）には、以下の内容が記載されている。

- ① 会社概要・沿革によれば、明治 34 年に木内虎蔵によって創業し、昭和 46 年に、三代目、木内政雄により製造・卸業を開始した。
- ② 代表ご挨拶によれば、木内虎蔵は、木内政和の曾祖父にあたる。

③ トップページには、「だんご」や「まんじゅう」の写真が大きく掲載されている。

(3) その他木内候補の提出した証拠書類等からは、以下の事実が確認できる。

① 東日本大震災の際の食料支援に関して、平成23年9月21日に、当時の保立一男神栖市長から、代表取締役の木内政和に対して、感謝状が贈呈されている。

② 令和7年1月～12月の間に、神栖市内の、スーパーマーケットチェーン4社の11店舗向けに229,924個の商品を販売し、そのうちだんご(串団子とその他団子の合計数)の販売数は、100,959個と全体の43.9%、まんじゅう(大福と饅頭と月見の合計数)の販売数は、53,294個と23.2%を占めており、だんごとまんじゅうが主力商品となっている。

③ 平成30年7月5日の常陽銀行のニューズレターによれば、令和元年に開催された「いきいき茨城ゆめ国体」に関し、木内製菓が発行する寄贈サービス付私募債を、常陽銀行が受託した。これは、常陽銀行が、私募債の手数料の一部を活用し、神栖市内で開催される国体競技用の物品を寄贈するものであった。

④ 令和3年10月23日及び同24日にバスケットボールBリーグの、茨城ロボッツ戦が、「木内製菓 presents KAMISUHOMEGAMES」としてかみす防災アリーナで開催された。また、令和4年から4年連続で、グラウンドゴルフ大会「木内製菓杯」が開催された。

5 木内製菓と木内候補の関わり等について

木内製菓の「履歴事項全部証明書(令和8年3月2日付け)」及び「閉鎖事項全部証明書(令和8年3月11日付け)」、その他、木内候補から提出された書類からは、以下の事実が確認できる。

(1) 木内候補は、平成27年8月31日まで木内製菓の取締役を務めていた。

(2) 4(3)④のグラウンドゴルフの木内製菓杯が、令和5年10月4日及び令和6年10月19日に開催された際、木内候補は、木内製菓の統括本部長として挨拶を行っている。

(3) 令和6年に開催された「かみす舞っちゃげ祭り」のコンテスト優勝者の副賞として、木内製菓のどら焼きが送られ、木内候補がこの際プレゼンターを務めている。

6 市開披再点検について

概ね以下の手順で行われた。

(1) 令和7年11月26日に、一般公開の下、市委員会の職権により、市委員会委員4名が投票用紙の点検者となり、市開披再点検を実施した。

(2) 両候補者の関係者計4名について、市開披再点検の確認者として入場を認めた。

ただし、市開披再点検は、市委員会の職権による証拠調べとして行うものであることを理由として、会場内における投票の視認及び意見陳述等は認めなかった。

(3) 最初に、市委員会委員4名及び両候補者の関係者4名が開披台付近に参集し、市委員会事務局職員6名が、投票用紙を梱包した箱の封印の解除を行った。

(4) その後、市委員会事務局職員が梱包した箱から開披台に全ての投票用紙を取り出し、本件選挙の開票における各候補者の完全有効投票と審査を要した票に分類し、それぞれ完全有効投票の点検担当及び審査を要した票の点検担当に運搬した。

(5) 完全有効投票の点検は、候補者ごとに市の部課長級の職員4名ずつの計8名が、また、審査を要した票の点検は、市委員会事務局職員4名及び本件選挙の開票における審査担当職員5名の計9名がそれぞれ担当し、点検作業を行った。

(6) 点検作業を終えた票のうち、審査を要した票については、市委員会事務局職員4名が、計数担当を兼務し、随時計数機を使用して計数及び括束した上で、無効投票、審査有効票の順で点検者である市委員会委員4名へ有効及び無効事由を説明しながら回付した。

- (7) 完全有効投票については、当該点検担当が計数担当を兼務し、随時市委員会委員 4 名へ無効投票、審査有効票の次に回付した。
- (8) 市委員会委員 4 名が点検を終えた票束は、市委員会事務局職員 3 名が集計担当を兼務し、2 台のパソコンを使用した集計システムにより集計し、その後集計を終えた票束は、市委員会事務局職員 2 名が得票集積台に運搬し、点検作業を終了した。
- (9) 点検の際、明らかな混入票や、不明瞭な票等の疑義が生じた票が確認できた場合に、それらの写しを取ることとしていたが、点検の結果が、開票の結果と同一となったことを確認し、それらの写しを取ることにはなかった。
- (10) 最後に市委員会委員 4 名及び両候補者の関係者 4 名が得票集積台付近に参集し、市委員会事務局職員 6 名が全ての投票用紙を箱に梱包し、市委員会委員 4 名が再封印を示す様式に署名及び押印し、再封印を行った。
- 7 本件選挙は、選挙会の区域と開票区の区域が同一であるため、法第 79 条の規定により、開票の事務は、選挙会場において、選挙会の事務と併せて行われた。
- 8 木内候補の投票記載所の氏名等の掲示について
法第 175 条に基づく木内候補の投票記載所における氏名等の掲示は、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号。以下「法施行令」という。）第 89 条第 5 項で準用する同第 88 条第 8 項に基づく選挙長の認定により「木内としゆき」であった。
一方、石田候補の投票記載所における氏名等の掲示は、「石田進」であった。

第 7 当委員会の判断

当選の効力に関する訴訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をいうものと解されている（昭和 28 年 2 月 17 日東京高等裁判所判決）。

以上を踏まえ、申立人の主張する理由が、当選を無効とすべき場合に該当するか否かについて判断する。

1 申立理由 1 について

上記第 6 の認定事実 1 によれば、投票用紙は、分類機で識別した各候補者票については目視で 2 回確認し、それ以外の票についても、有効・無効の判定を複数人で行うなど、慎重に開票作業を行ったと認められる。

さらに、投票用紙は、選挙立会人及び選挙長が確認し、有効、無効を確定させたものであり、一度確定させた投票を、再度確認しなければならないとの法の規定は存在しない。

よって、開票後の再確認をしなかったことをもって、当選人の決定に違法があったとまでは言えず、申立人の主張には理由がない。

2 申立理由 2 について

法第 67 条には、投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならないと規定されており、本件選挙においては、法第 79 条の規定により、開票の事務が選挙会の事務に併せて行われ、開票管理者は、選挙長をもって、開票立会人は、選挙立会人をもってこれに充てられているため、本件選挙は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならないこととなる。

石田候補の届出による選挙立会人は、陳述書において「票の束が次々に回付され、息つく間もなく確認印を求められる雰囲気、まったく意見を伝えられる状況ではなかった。」や「無効投票のうち疑問がある票について少し確認したという事実はあるが、何故、疑問票なのか、有効投票、無効投票なのかという説明がなかったために、十分発言する機会もなかった。」と述べている。

これについて、上記第 6 の認定事実 2(1)によれば、少なくとも開票日前日の説明会で選挙立会人に配布された資料には、「投票の効力の点検時に、必要があるときは票の有効、無効に関する意見を言うことができる」旨明記されており、(2)によれば、票束ごとに、有効投票については、「誰の有効投票か」、無効投票については、「法第 68 条に規定された無効事由 (例えば、候補者の何人を記載したかを確認し難いもの)」の説明はなされ、認定事実 1(5)によれば、有効投票の票束には誰の有効投票か、無効投票には無効事由が記載された符票が付されていたのであるから、これに対して意見を言うことができる機会は与えられていたと認められ、結果として意見が出されなかったからといって、本選挙における開票時の、選挙立会人による点検の過程において、法の規定に違反する事実があったとまでは言えない。

なお、認定事実 2(1)のとおり、石田候補の届出による選挙立会人は、説明会とは別に説明の機会が設けられ、当該立会人に対してどのような説明がなされたかは明確に認定できないが、仮に石田候補の届出による選挙立会人の述べるとおり、市委員会事務局職員から詳しい説明がなかったとしても、当該立会人は「4 年前の市長選挙で立会人を務めた際は、有効無効の判断のための事例を記載した書類をもらい、説明を受けた」と述べていること、市委員会事務局職員に「何回も立会人やってますからわかりますよねと言われた」時点で不明点があれば説明を求めることができたにもかかわらずそれを求めなかったのであれば、内容を理解していたとも考えられることから、本件選挙においても、前回同様に選挙立会人が意見を言うことのできる認識はあったものと判断する。

よって、申立人の主張には理由がない。

3 申立理由 3 について

法第 95 条第 2 項において、「当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める」と規定され、くじを誰が引くかまでは明記されておらず、本件選挙において選挙長が直接くじを引いたことをもって、同項の規定に違反しているとまでは言えない。

なお、石田候補の届出による選挙立会人は、選挙長がくじを引くことについて異議がないかどうかの確認はなかった旨を主張しており、上記第 6 の認定事実 3(2)のとおり、明示的な確認があったとは認められない。

しかし、本件選挙は、上記第 6 の認定事実 7 のとおり、選挙会の会場で、開票の事務と選挙会の事務が併せて行われたのであり、選挙長がくじを引くことに対して異議がないかどうかの明示的な確認がなかったとしても、黙示の了解があったものとして、選挙会でくじが執行されたと認められる。

したがって、選挙長がくじを引くことの明示的な確認がなかったことのみをもって法第 95 条第 2 項の規定に違反しているとまでは言えない。

また、上記第 6 の認定事実 3(1)によれば、当該くじは構造上くじの端の番号を確認することは困難な構造となっており、報道機関や参観人が多数見守る中で不審な行為を行うことは困難と考えられること、石田候補の届出による選挙立会人から提出された意見陳述書により、当該立会人は、「くじについては選挙長がのぞき込む動きは特に見えなかった」と述べていること、くじの執行に関して何らかの不正行為が行われたことを示す特段の証拠も提出されていないことなどを合わせれば、本件選挙における当選人決定のためのくじの執行が、法の規定に違反していたとは言えない。

よって、申立人の主張には理由がない。

4 申立理由 4 について

県開披再点検により、「まんじゅうや」及び「だんごさん」と記載された投票が、木内候補の有効投票の中に、1 票ずつあったことを確認した。

当該投票の有効、無効の判断については、6(3)抽出票に対する判断において述べる。

5 申立理由 5 について

市開披再点検は、あくまで市委員会が本件選挙に係る異議申出の審理手続の一環として行ったものに過ぎず、

その実施方法については法に規定されているものではなく、選挙立会人には票を一切見せることなく有効無効を決定したとしても、それをもって、法の規定に違反していたとは言えず、本件選挙における木内候補の当選の無効の理由にはなりえない。

よって、申立人の主張には理由がない。

6 申立理由 6 について

本件審査申立てにおいて、申立人から、「有効と判断された「おだんごさん」「まんじゅうや」と記載された票は無効」との具体的な記載内容に関する主張がなされ、市委員会が当該投票を把握しているものの、投票用紙の写し等の票数を客観的に示す証拠書類が存在しないこと、本件選挙の両候補者の得票数は同数であり、1票でも各候補者の得票数に増減が生ずれば当落に影響が及ぶこと等を踏まえ、当委員会において、審理手続の一環として、改めて全票について、慎重に有効・無効の判断を行うべき票がないかどうかを確認する必要があると判断し、全票についての県開披再点検を実施することとした。

(1) 県開披再点検の実施方法について

令和 8 年 3 月 21 日に、当委員会において、職権による証拠調べとして以下のとおり県開披再点検を実施した。

- ① 県開披再点検は、当委員会職員 34 名及び当委員会委員のうち 3 名の合計 37 名により実施した。
- ② 立会人として、申立人の関係者と別件審査申立人の関係者合計 4 人（以下「石田候補の立会人」という。）及び木内候補の関係者 4 人（以下「木内候補の立会人」という。）が参加した。立会人の人数を 4 人ずつとしたのは、申立人及びその代理人、別件審査申立人の合計人数が 4 人となることから 4 人とし、平等性も考慮し、木内候補の関係者も 4 人までの参加を認めたものである。

立会人には、投票用紙の抽出に関して意見を申し出ることを認め、立会人から希望があった票も抽出することとした。

- ③ 今回の県開披再点検は、当委員会が審理手続の一環として職権により行うものであり、当委員会による票の点検、抽出等や立会人による抽出票の確認等をできるだけ静謐な環境で実施する必要があることから、一般公開は行わず、報道機関に対してのみ、⑦の投票用紙の記載内容の点検開始後 15 分程度までに限り公開した。
- ④ 県開披再点検の開始前に、点検会場とは別室において、回付係（2 名）が立会人に対して、点検の実施方法、投票に関する法の関係規定、過去判例（下記②のうち昭和 42 年 9 月 12 日最高裁判所判決、昭和 63 年 6 月 30 日仙台高等裁判所判決）、注意事項、質問に対しては回付係 2 名が対応する旨等を説明した後、立会人は、点検会場へ移動した。
- ⑤ 点検会場において、9 時 30 分頃選挙係長が改めて点検の実施方法、注意事項等を説明した後、当委員会委員長の宣言により、再点検を開始した。
- ⑥ 最初に、市委員会から投票用紙（段ボール箱 2 箱）を受領し、当委員会委員及び職員が、投票用紙の封印に異常がないことを確認した上で、箱から投票用紙を取り出した。
- ⑦ 次に、当委員会職員（第 1 点検係と第 2 点検係の計 16 名）が、票束の 1 枚目に付された符票の内容（どの候補者の有効投票か、無効投票の場合は無効事由）を確認するとともに、輪ゴムで結束された投票用紙の束を数枚めくり記載内容を確認し、市委員会において、完全有効投票と判断したと推定される票束と、それ以外の有効投票（以降「判定有効投票」という。）の票束、無効投票の票束（無効事由ごと）、点字投票に区分した。
- ⑧ 次に、⑦で区分した票束を 2 人 1 組となり、市委員会から借用した計数機を使用して 2 回数え、数えた枚数を各点検係の主任者が確認票に記載した（票束の枚数が同一の票束ごとに票束の枚数 × 票束数 = 枚数を

記載し、合計の枚数を記載)。

⑨ 次に、回付係 (2 名) が、⑧ で記載された確認票と、票束の個数を突合し、確認票に記載された枚数に誤りがないかどうかを再度確認した上で、確認表を当委員会の書記長、委員の順で回付して確認を受けた。

⑩ 次に、票の記載内容の点検については、以下の方法で行った。

ア 第 1 点検係 (6 人)

判定有効投票の票束及び点字投票について、全票を 2 人 1 組となり、同じ票を 2 人で一緒に確認した後、第 1 点検係全員で協議の上、本件審査申立ての争点となっている票や、それ以外で過去の判例等に基づき当委員会において改めて有効・無効の判断が必要な票を抽出した。

イ 第 2 点検係 (専属の第 2 点検係は 10 人。その他、受付係、誘導係等も担当業務終了後、第 2 点検係に加わった。)

市委員会において、完全有効投票と判断したと推定される票束について、全票を 2 人 1 組となり、1 人が確認した票を別の者が再度確認し、完全有効投票かどうか疑義がある票が発見された場合には、付箋を付した。

⑪ 次に、票の立会人への回付については、以下の方法で行った。

ア ⑩ のアで点検した投票のうち、抽出した票

1 票ずつ立会人全員、当委員会の書記長、委員の順で回付し、票と一緒に回付した抽出付票の確認欄に署名を受けた。

イ ⑩ のアで点検した投票のうち、抽出した票以外の票束

回付係が、結束してある輪ゴムを外したうえで、木内候補の有効投票は、石田候補の立会人に、石田候補の有効投票は、木内候補の立会人に、無効投票は双方の立会人に 1 枚ずつ確認させ、立会人から追加で抽出の希望があった票については、追加で抽出を行い、改めてアと同様に回付し、立会人全員、当委員会の書記長、委員から署名を受けた。

ウ ⑩ のイで点検した票のうち、完全有効投票かどうか疑義がある票として付箋を付した票についても、イと同様の立会人に 1 枚ずつ確認させ、立会人から追加で抽出の希望があった票については、追加で抽出を行い、改めてアと同様に回付し、立会人全員、当委員会の書記長、委員から署名を受けた。

エ ⑩ のイで点検した票のうち、当委員会職員により、各票 2 回ずつ確認した結果、完全有効投票と判断した票については、既に市委員会においても繰り返し完全有効投票であることを確認していることも考慮し、立会人に対して④の事前説明で説明した上で、立会人への回付は行わなかった。

一方で、第 2 点検係の票の点検作業については、立会人席を離席し、近距離から目視で確認することを認めた。

オ 点字投票 (木内候補の有効投票から 1 票、石田候補の有効投票から 1 票) については、回付係が、立会人に対して、法施行令別表第 1 の「点字の記載と文字の対応表」の写しを示しながら、1 文字ずつ、点字が候補者の氏名となっていることを確認した。

⑫ 次に、⑪により抽出した票について、記録係が、票の写しを取り、写しを取った票を改めて、立会人全員、当委員会書記長及び委員の順で回付し、署名を受けた。

⑬ 最後に、抽出した票を元の票束に戻し、箱に詰め、封印し、封印用紙に立会人及び当委員会委員が割印を押印した。

⑭ 以上の全工程を終え、当委員会委員長が点検の終了を宣言した。終了時刻は、21 時 15 分頃であった。

⑮ 点検の作業中、立会人からは、作業内容等 (例えば、「計数機では何を確認しているのか」等) について質問があり、回付係が回答した。

⑩ 点検会場については、休憩時間を定めてその間のみ関係者の出入りを許し、点検中は会場を施錠して関係者以外の者が出入りすることができない状況とした。それに伴い、点検中は立会人、当委員会の書記長及び委員はいずれも会場内におり、これらの者が点検中に不在となることはなかった。

(2) 抽出票に対する主な判断基準について

① 投票用紙への氏名の記載及び通称について

法第46条第1項は、「投票用紙には、公職の候補者1人の氏名を自書しなければならない」と規定し、これを前提とした上で、法第68条において、「公職の候補者でない者の氏名を記載したもの等、具体的に無効となる事由」が規定されている。

また、通称について、法施行令第89条第5項で準用する同第88条第8項は、「候補者は、投票記載所における氏名等の掲示や一定の選挙運動等において、本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものが記載され、又は使用されることを求めようとするときは、選挙長に通称認定申請書を提出するとともに、選挙長に当該呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつそのことを証するに足りる資料を提示しなければならない」と規定しており、実務上は、候補者本人からの説明に加えて、「公の機関の発行した書類、手紙又ははがき等の親書、名刺、著書その他その人の社会関係を広く眺めてみて、その人の呼称として通用している実績を示すもの等（逐条解説公職選挙法改訂版（中）765P）」を資料として提示させ、それらを判断材料として総合的にみて認定することとなる。

また、通称認定申請書が提出されていない場合でも、通称を記載した投票は有効とされ、ここでいう「通称」とは、その呼称が世間一般において当該個人を指すものと認められているものをいい、通称化の程度について、実例は、「屋号等の称号が広く開票区の区域内においていずれの地においても慣習的に使用されている状態にあることを要するもの（逐条解説公職選挙法改訂版（上）674P）、昭和25年3月20日実例。」と解されている。

なお、「だんごさん」や「まんじゅうや」と記載された投票の有効・無効に係る主張に関連して、別件審査申立人は上記「とうふやと記載された票が無効と取り扱われた事例（昭和34年5月28日自丙選発第44号、山梨県選挙管理委員長あて自治庁選挙局長回答）」を例示し、市委員会は、上記第3の4のとおり、鍛冶業を営む家の候補者について、カジと書いた票が有効と取り扱われた事例を例示する。

しかしながら、例示された事例は、いずれも、「通称化していないことを前提に無効」あるいは「通称化していることを前提に有効」と判断しているに過ぎず、「だんごさん」や「まんじゅうや」と記載された投票が有効になるかどうかは、前段のとおり、それが「広く開票区の区域内においていずれの地においても慣習的に使用されている状態にあるかどうか」が判断基準となる。

② 投票の効力の決定に関する基本的な考え方について

投票の効力の決定に当たっては、法第67条において、「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定している。

選挙人の意思の判断に当たっては、「投票は何人かを選挙しようとする選挙人の意思を表現しようとする手段であるから、たとえ投票に記された文字に誤字、脱字があり又は明確を欠く点があつても、その記された文字の全体的考察によつて当該選挙人の意思がいかなる候補者に投票したかを判断し得る以上、これを有効投票として選挙人の投票意思を尊重することが、すべての選挙を基調とする代表制民主主義政治の根本理念に合致するものと言うべきである（昭和25年7月6日最高裁判所判決。）」とされ、「投票の記載文字が常に正確であることは到底期待し得ないことであつて、記載された文字が不明確であり、あるいは正しい文字に比して字画に誤りがあつても選挙人が何人を選挙しようとするかの意思があらわれている場合は、その意思を尊重してこれを有効な投票としなければならない（昭和23年7月13日最高裁判所判決。）」とされている。

また、「投票を有効と認定できるのは、投票の記載自体から選挙人が候補者の何人に投票したのかその意思を明認できる場合でなければならない。法第67条が、法第68条（無効投票）の規定に反しないかぎりにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない旨を規定するのも、右の趣旨を明示したものにほかならない。もつとも、選挙人の投票意思の認定にあたっては、その選挙における諸般の事情を考慮して判断することが許されないものではなく、また、投票の記載についても、ある程度の記載文字の拙劣、誤字、脱字等が存在しても、その故をもつて、ただちに投票意思の明認を妨げるものとはいえない。しかし、投票の記載によつては投票意思を明確にしたいものを、その記載と特定の候補者の氏名との若干の類似性を手がかりとして、選挙人は常に候補者中の何人かに投票するものという推測のもとに、これを右特定の候補者の得票と解するような判定の仕方はにわかに容認しがたい（昭和42年9月12日最高裁判所判決）」とされている。

さらに、「投票が候補者の何人を記載したものであるかは、投票の記載自体について判定すべきであつて、場合により当時の一般情勢を参酌することはあり得ても、無記名投票制度の下では特定の選挙人が候補者の何人に投票する意思であつたかということを詮索し、または憶測することは許されない（昭和26年11月14日福岡高等裁判所判決）」とされている。

③ 他事記載に対する判断について

法第68条第1項第6号は、投票につき、「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの（以下「他事記載」という。）」を無効とすると規定している一方、「ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。」と規定している。

また、「他事記載を無効とする趣旨は、投票の記載が投票者の何人であるかを推知させる機縁をつくり、秘密投票制を破壊するのを防止するため、そのような記載を抑制することにあるから、右他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であつて、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤って不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、右の他事記載には当たらないものと解するのが相当である（昭和63年6月30日仙台高等裁判所判決）」とされている。

さらに、同規定は「投票にいわゆる他事の記載があることによつて、それが何人の投票であるかが推知せられることになつて、法の採用する無記名投票の精神を破壊し、ひいてその企図する選挙の自由公正を害するに至るべきことを慮つたのにあるものと解すべきである。従つて、法の真のねらいは、選挙人において投票の記載をなすに当り、意識的に何等かの含みをもつて目印をしたものと認められるような投票を無効とすることにあるので、若しかかる意識的な記入と認められるものが存する場合は、これを他事を記載したものとして無効とすべきは勿論であるが、これに反し無意識的になされたものと認めるべき書損、汚染は句読点の如く、該記載が故意の符号その他の記入と認められない限り、みだりにこれを無効とすべきではない（昭和29年12月16日福岡高等裁判所判決、同旨昭和29年2月8日東京高等裁判所判決）」と判示されている。

加えて、「投票に記載された点、字画等が正確な文字に比して余分のものである場合に若し意識的な記載と認められるならば、無記名投票の趣旨に反する場合もあり得るから、これを無効な投票と判断しなければならないけれども、これら余分な点、字画等をいたづらに憶測して意識的他事記載と解し、その投票を無効とすることは許されない（昭和23年7月13日最高裁判所判決）」とされている。

当委員会では、以上の考え方に従い、別記の投票について、順次その効力を判定する。

(3) 抽出票に対する判断

① 別記1-1～1-2の投票について

木内候補の有効投票から抽出した投票であり、「だんごさん」、「まんじゅうや」と記載された 2 票である。上記第 6 の認定事実 4 及び 5 によれば、木内候補から提出された書類からは、木内製菓がだんごやまんじゅうを製造し、だんごやまんじゅうを主力製品として、市内のスーパーで広く販売していること、東日本大震災の際に木内製菓が食料支援を行ったこと、市内で開催されるスポーツ試合や地域の祭りに協賛し、市民が木内製菓の名前を日頃から目にする機会が多々あり、木内候補がこうした活動に一定程度関わっていたことは認められる。

しかし、木内候補から提出された証拠資料によれば、木内候補の呼称としての「だんごさん」あるいは「まんじゅうや」は、周囲の者から、あるいは支援者等が使用することはあり得たとしても、前記(2)①の通称化の程度の「広く開票区の区域内においていずれの地においても慣習的に使用されている状態にある」と認定するに足りる証拠はないと言わざるをえない。

木内候補は、上記第 4 の 2 において、「石田候補は、「まんじゅう」、「だんご」はもとよりこれらに関連しあるいはこれらを連想させる事情は一切なく、かかる事情の中で貴重な一票をわざわざ投じた市民が「まんじゅうや」「おだんごさん」と記載したとすれば、その投票者の意思が、この 2 名のうち木内候補に投票する意思であることは明らかである。」と主張するが、2 名のうち木内候補に関する記載であることが明らかであっても直ちに有効と判断できるわけではなく、「投票用紙には候補者 1 人の氏名を自書しなければならない(法第 46 条第 1 項)」のであり、その記載内容が「候補者の呼称として広く開票区の区域内においていずれの地においても慣習的に使用されている状態にある」場合に限り、通称が氏名に代わるものと認められ有効となるのである。

投票事務の手引書である「衆議院議員総選挙・国民審査のための投・開票事務ノート令和 8 年 182P (選挙管理研修会編)」においても「通称であるかどうかということは、その記載によって候補者が特定するかどうかということとは、一応、別の問題である。したがって、単に職業や身分、前歴、屋号や商号、居住する地名や方角などを記したもので、十分誰に対する投票であるかがわかるものであっても、それが氏名に代わるべきものとまではいえない場合には、通称とは認めるわけにはいかないこととなる。」との記載がある。

また、市委員会は、「木内候補を「まんじゅうや」と呼称する者がいることについても把握している」と弁明し、当委員会からの「木内候補を「まんじゅうや」などと呼称する者がいることを把握した具体的な方法を御説明ください」との質問に対しては、「市委員会の委員の間において、そのように呼称しており、また、一定の範囲の市民や市職員の一部についても、これまでも日常的に呼称されていると認識していた」と回答しているが、当委員会からの「広く神栖市内において、木内候補の本名に代わるものとしていずれの地においても慣習的に称されていることを客観的に示す証拠書類はあるか。また市委員会以外の者が所持しているか、把握しているか。」との質問に対しては「存在しない。市委員会以外の者が所持しているかについては把握していない。」と回答し、「報道や情報媒体において、木内候補のことを「まんじゅうや」、「だんごや」「おだんごさん」などと称した例を把握しているか。」との質問に対しては、「把握していない。」と回答している。

なお、市委員会からは、木内候補が選挙に限らず自身のことを外部に「まんじゅうや」「だんごや」「おだんごさん」などと称したことが分かる資料として、本件選挙の立候補届出時の「屋号・商号等についての届出書」が提出された。

「屋号・商号等についての届出書」は、前記(2)①の、法施行令第 89 条第 5 項で準用する同第 88 条第 8 項に基づき候補者が選挙長に提出する通称認定届出書とは異なり、市委員会が、投票の効力を決定する際の参考資料として提出を求め、候補者が自身の屋号と認識しているものをあらかじめ記載するものであり、「あくまでも選挙長において投票の効力の具体的判断をするにあたっての参考資料にとどまるものであり、必ずし

も有効と判断するものではありません。」との記載があり、木内候補は「まんじゅう屋」と記載して提出しているものの、これを証する書類が添付されているわけでもなく、これをもって、「まんじゅうや」が「広く神栖市内においていずれの地においても木内候補の呼称として慣習的に使用されている」状態にあるとは言えない。

また、市委員会は当委員会からの質問に対して、鍛冶業を営む家の候補者について、カジと書いた票が有効と取り扱われた事例（新潟県北魚沼郡堀之内町（平成16年に近隣5町村と合併し、現在は魚沼市の一部区域）の事例）を例示する。

しかし、合併前の堀之内町と神栖市を比較すると、国土交通省国土地理院の「全国都道府県市町村別面積調」によれば、面積は、堀之内町が69平方キロメートル（平成15年時点）に対して神栖市は146.97平方キロメートル（令和8年時点）、また、総務省の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」によれば、人口は、堀之内町が9,588人（平成16年3月31日時点）に対して神栖市は93,786人（令和7年1月1日時点）と大きく異なっており、面積が広く、人口が多くなれば同業者が多数いることが想定されることも加味すれば、通称化を認めるに足りる客観的な証拠がない中で、「カジ」の事例と同様に、「だんごさん」「まんじゅうや」が「広く神栖市内においていずれの地においても木内候補の呼称として慣習的に使用されている状態にある」から有効との判断はできない。

加えて、県開披再点検の結果、本件選挙における「だんごさん」「まんじゅうや」の票が、市選挙会において木内候補の有効投票と決定した16,724票のうち1票ずつと極めて少数であったこと自体が、「だんごさん」「まんじゅうや」が、「広く神栖市内においていずれの地においても木内候補の呼称として慣習的に使用されている状態にはなかった。」ということを表しているとも言える。

さらに、市委員会は上記第3の4において、「まんじゅうや」及び「おだんごさん」という票の記載は、木内候補を指し示すものと考えられ、反対に、本件選挙に立候補した石田候補を指し示す要素は全くないのである。」と主張するが、記載内容が、石田候補に関する要素が全くなく、木内候補に関する要素しかなかったからと言って、そのことのみで、木内候補の有効投票と判断することはできない。その理由は、木内候補からの意見に対して前に述べたとおりである。

以上のとおり「だんご」「まんじゅう」が木内製菓の取扱商品として神栖市内で認知されていたことは認められるものの、「だんごさん」「まんじゅうや」が木内候補の通称として使用されているとは認め難く、何人を記載したかを確認し難いものとして、無効と判断せざるを得ない。

② 別記2-1～2-82の投票について

木内候補の有効投票から抽出した票であり、いずれも候補者の氏名を誤記したものと認められるかどうかの判断を要する票である。

別記2-1～2-80は、氏又は名の片方が一致し、もう片方のうち一部が異なるが、両候補者の氏名の字形、字音に類似性はなく、記載全体として「木内としゆき」を誤記したものと認め、木内候補の有効投票と判断する。

別記2-81は、4文字目は、「し」を簡略化して記載したとも読め、記載全体として「木内としゆき」を誤記したものと認め、木内候補の有効投票と判断する。

別記2-82は、「本内」と読めるが、「本内」が、木内としゆきの「木内」、石田進の「石田」のうち、木内に類似していることは明らかであり、「木内としゆき」の誤記と認め、木内候補の有効投票と判断する。

③ 別記3-1～3-11の投票について

木内候補の有効投票から抽出した票であり、いずれも、判読困難な字が含まれる票である。

別記3-1～3-4は、字形がやや特徴的であるが、記載全体として「木内としゆき」に類似しており、

木内候補の有効投票と判断する。

別記 3-5 は、字形がやや特徴的だが、1 文字目に真ん中に線が見え「木内」とも読める。「石田」よりも「木内」に類似しており、木内候補の有効投票と判断する。

別記 3-6 は、1 文字目は字形が特徴的であるが、「石」より「木」に類似し、3 文字目は木内敏之の「敏」を「俊」と誤認し記載、「之」を脱字したものと認め、木内候補の有効投票と判断する。

別記 3-7 は、やや判読が困難な文字も含まれるが記載全体として「木内としゆき」に類似しており、木内候補の有効投票と判断する。

別記 3-8 は、特徴的な文字であるが、「きうち」に近い筆跡であり、木内候補の有効投票と判断する。

別記 3-9 は、1 文字目は「水内」にも読めるが、1 画目が横に一筆で書かれていることから「水」よりも「木」に近く、「木内としゆき」の氏を記載したものと認め木内候補の有効投票と判断する。

別記 3-10 は、「木内としゆき」と記載されており、木内候補の有効投票と判断する。

別記 3-11 は、字形がやや特徴的だが「木内としゆき」と記載したものと認め、木内候補の有効投票と判断する。

④ 別記 4-1～4-19 の投票について

木内候補の有効投票から抽出した票であり、いずれも有意の他事記載にあたるかどうかの判断を要する票である。

別記 4-1～4-4 は、候補者の氏名の上に、「無所属」と記載されているが、これは身分の類を記載したものであり、法第 68 条第 1 項第 6 号ただし書に該当し、木内候補の有効投票と判断する。

別記 4-5～4-6 は、文字を抹消した後に、「木内としゆき」と記載したものであり有意の他事記載には当たらず、木内候補の有効投票と判断する。

別記 4-7～4-11 は、候補者氏名以外に筆跡が確認できるが、筆勢及び運筆等から判断して無意識に又は不用意に付されたものと認め、有意の他事記載には当たらず、木内候補の有効投票と判断する。なお、別記 4-8 は、木内が 2 回書かれているが、木内と一度書いた後に、丁寧な字で木内としゆきと書き直し、最初の木内を抹消し忘れたものと推測可能である。

別記 4-12 は、石田進の頭文字とも一致する片仮名のイを記載した後これを抹消し忘れ、木内としゆきと記載したものと認め、有意の他事記載には当たらず木内候補の有効投票と判断する。

別記 4-13 は、「内」を二重に書いてしまい、読みづらくなったため、左側にフリガナを記載したと認め、有意の他事記載には当たらず木内候補の有効投票と判断する。

別記 4-14 は、「木内としゆき」の 4 文字目を抹消した後に、「し」と記載し、次の「ゆ」を「あ」と誤記したものであり、有意の他事記載には当たらず、「木内としゆき」を誤記したのとして木内候補の有効投票と判断する。

別記 4-15 は、文字の濃さからして、鉛筆以外の筆記用具で書かれ、インクが垂れた又は投票用紙を折ったことでインクが付着したとも推測可能であり、意識的な記載とは異なるものであるから、有意の他事記載には当たらず木内候補の有効投票と判断する。

別記 4-16 は、「き」の延長上の離れたところに筆跡がついたものを抹消しようとしたものと認め、有意の他事記載には当たらず木内候補の有効投票と判断する。

別記 4-17 は、最後の文字は下部に横線が書かれており「き」とも読め、その後に「句点」が書かれたものと認め、有意の他事記載には当たらず木内候補の有効投票と判断する。

別記 4-18 は、木内としゆきの後に句点が書かれたものと認め、有意の他事記載には当たらず木内候補の有効投票と判断する。

別記 4-19 は、6 文字目は「き」を記載しようとして誤って 3 画目以降の記載を失念したものと認め、有
意の他事記載には当たらず木内候補の有効投票と判断する。

⑤ 別記 5-1 ~ 5-42 の投票について

石田候補の有効投票から抽出した票であり、いずれも候補者の氏名を誤記したものと認められるかどうか
の判断を要する票である。

別記 5-1 ~ 5-24 は、「右田進」又は「右田すすむ」あるいはこれらを誤記したもの（5-21 の右田す
すし）と読めるが、石の右上から左下の字画について、勢い余って上が突き出て、右となったものであり、
石田進の誤記と認め、石田候補の有効投票と判断する。

別記 5-25 ~ 5-26 は、「右田」とも読めるが、右は、石の右上から左下の字画について、勢い余って上が
突き出て、右となったものであり、石田の誤記と認め、石田候補の有効投票と判断する。

別記 5-27 は、「右」は、石の右上から左下の字画について、勢い余って上が突き出て、右となったもの
であり、3 文字目は進のしんによを書き忘れたものとも推測可能であり、石田進の誤記と認め、石田候補
の有効投票と判断する。

別記 5-28 は、3 文字目は進のしんによを書き忘れたものとも推測可能であり、石田進の誤記と認め、
石田候補の有効投票と判断する。

別記 5-29 ~ 5-39 は、氏又は名の片方が石田候補の氏名と一致、もう片方のうち一部が異なるが両候補
者の氏名の字形、字音に類似性はなく、記載全体として石田進に類似しており、石田進の誤記と認められ、
石田候補の有効投票と判断する。

別記 5-40 は、「いしだすすむ」の「だ」の濁点を忘れ、「す」を脱字したものと推測可能であり、「いし
だすすむ」の誤記と認め、石田候補の有効投票と判断する。

別記 5-41 は、「田」と読めるが、両候補者の氏名の字形、字音に類似性はなく、「田」は石田進の脱字と
認め、石田候補の有効投票と判断する。

別記 5-42 は、1 文字目が「万」とも読めるが、万と石は字形が類似しており、2 文字目以降が「石田
進」と一致していることから、石を慌てて書いて「万」となったものとも推測可能であり、記載全体として
石田進に類似しており、石田進の誤記と認め、石田候補の有効投票と判断する。

⑥ 別記 6-1 ~ 6-36 について

石田候補の有効投票から抽出した票であり、一部判読困難な字が含まれる票である。

別記 6-1 ~ 6-28 は、記載全体として「石田進」に類似しているため、石田候補の有効投票と判断す
る。

別記 6-29 ~ 6-30 は、記載全体として「石田すすむ」に類似しているため、石田候補の有効投票と判断
する。

別記 6-31 ~ 6-32 は、記載全体として「いしだすすむ」に類似しているため、石田候補の有効投票と判
断する。

別記 6-33 は、記載全体として「石田」に類似しているため、石田候補の有効投票と判断する。

別記 6-34 は、2 文字目までが、「石田進」に一致し、3 文字目はやや判読困難な字であるが、「進」のし
んによを書き忘れたものとも推測可能であり、記載全体として「石田進」に類似しているため、石田候補
の有効投票と判断する。

別記 6-35 は、記載全体として「いしだ」に類似しているため、石田候補の有効投票と判断する。

別記 6-36 は、2 文字目までは「右田」と読めるが、右は、石の右上から左下の字画について、勢い余っ
て上が突き出て右となったものであり、最後の文字はやや判読困難ではあるが「進」に類似しているため石

田候補の有効投票と判断する。

別記 6-37~6-38 は、「石田進」と記載されており、石田候補の有効投票と判断する。

別記 6-39~6-42 は、「石田」と記載されており、石田候補の有効投票と判断する。

⑦ 別記 7-1~7-30 について

石田候補の有効投票から抽出した票であり、いずれも有意の他事記載に当たるかどうかの判断を要する票である。

別記 7-1~7-2 は、候補者の氏名の上に、「無所属」と記載されているが、これは身分の類を記載したものであり、法第 68 条第 1 項第 6 号ただし書に該当し、石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-3 は、「(無) 石田進」と読めるが、(無) は無所属を略したもので、これは身分の類を記載したものであり、法第 68 条第 1 項第 6 号ただし書に該当し石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-4 は、3 文字目は、「進」を書こうとして途中で抹消し新たに書き直したものであり、その文字はやや判読困難ではあるが「進」に類似しているため石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-5 は、「木内」を抹消した後に、「石田進」と記載したものであり、有意の他事記載には当たらず石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-6 は、何らかの文字を抹消した後に、「石田進」と記載しようとし、「石田追」と誤記したものと認め、有意の他事記載には当たらず石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-7 は、右は、石の右上から左下の字画について、勢い余って上が突き出て右となったもので、「右田田」を抹消し、「右田進」と記載したものであり、「石田進」の誤記と認め、有意の他事記載には当たらず石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-8~7-16 は、候補者氏名又は氏以外に筆跡が確認できるが、筆勢及び運筆等から判断して無意識に又は不用意に付されたものと認め、有意の他事記載には当たらず石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-17~7-21 は、候補者氏名欄の欄内又は欄外に筆跡が見られるが、その運筆から故意又は意識的に記載した符号(しるし)その他の記入ではなく、無意識又は不用意に付されたものと認め、有意の他事記載には当たらず石田候補の有効投票と判断する。なお、別記 7-21 は、「石日進」とも読めるが、記載全体として「石田進」に類似しているため、石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-22 は、何らかの文字を記載しようとして、抹消し忘れ「石田進」と記載した投票であり有意の他事記載には当たらず石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-23 は、「石」の上の筆跡は、石の一文字目を書こうとして、その下に書き直したが抹消し忘れたものとも推測可能であり、有意の他事記載には当たらず石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-24 は、「石田すすむ」の「む」を誤って「も」と記載しようとして、途中で誤りに気づき、右隣りに「進」を書き直したとも推測可能であり、有意の他事記載には当たらず、石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-25 は、「いしだ」の濁点の位置を誤って記載したのもとも推測可能であり、有意の他事記載には当たらず石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-26 は、一部判読困難な文字が含まれるが、全体として「石田進」に類似しており、3 文字目の左側は、何らかの記載を抹消しようとしたものであり有意の他事記載には当たらず石田候補の有効投票と判断する。

別記 7-27 は、右欄外に印刷された注意の頭柱数字「一」を「〇」で囲んだものである。この点、他事記載のなされた場所は、投票用紙の候補者の氏名欄の内外を問わないものと解すべきところであり、また、「〇」の記載は、法第 68 条第 1 項第 6 号ただし書のいずれにも該当せず、ことさら目立ちやすい印刷された

頭柱数字を「○」で囲むことは有意の他事記載といわざるを得ないため、無効投票と判断されている(昭和50年4月27日香川県坂出市議会議員選挙における昭和51年6月28日高松高等裁判所判決)。そして、同判決はこの判断に基づいて頭柱数字「二」を「○」で囲んだものを無効投票と判断しているのであるから、頭柱数字「一」を「○」で囲んだ別記7-27もまた無効投票であると判断される。なお、無効投票から抽出した、別記8-1に記載内容が類似する投票である。

別記7-28は、3文字目の進のつくり(右側の部分)が正確に書けず、4文字目に書き直ししようとして断念したものと推測可能であり、有意の他事記載には当たらず、石田候補の有効投票と判断する。

別記7-29は、欄内に筆跡が見られるが、その形状から故意又は意識的に記載した符号その他の記入ではなく、「石」を書こうとしたものの「石」の2画目が1画目と繋がり、かつ真下の方向に書いたため、その右に書き直したものと推測可能であり、有意の他事記載には当たらず石田候補の有効投票と判断する。

別記7-30は、石田の右側にフリガナを併記、ひらがなの「い」片仮名の「シダ」を記載しようとしてダの真ん中の左上から右下の線の記載を失念したものであり石田候補の有効投票と判断する。

⑧ 別記8-1～8-3について

無効投票から抽出した票である。

別記8-1は、別記7-27と同様、右欄外に印刷された注意の頭柱数字「一」を「○」で囲んだものである。この点、他事記載のなされた場所は、投票用紙の候補者の氏名欄の内外を問わないものと解すべきところであり、また、「○」の記載は、法第68条第1項第6号ただし書のいずれにも該当せず、ことさらに目立ちやすい印刷された頭柱数字を「○」で囲むことは有意の他事記載といわざるを得ないため、無効投票と判断されている(昭和50年4月27日香川県坂出市議会議員選挙における昭和51年6月28日高松高等裁判所判決)。そして、同判決はこの判断に基づいて頭柱数字「二」を「○」で囲んだものを無効投票と判断しているのであるから、頭柱数字「一」を「○」で囲んだ別記8-1もまた無効投票であると判断される。

別記8-2は、欄外に「定子」との記載があり、有意の他事記載として無効投票と判断する。

別記8-3は、名を「三成」と明確に記載しており、「三成」と「進」は類似性がない。歴史上の著名な人物の氏名を記載したものであり候補者でない者の氏名を記載した投票として無効投票と判断する。

(4) 木内候補及び石田候補の有効投票並びに無効投票について

上記(3)の判定の結果、木内候補及び石田候補の有効投票並びに無効投票の票数は次表のとおりとなる。

投票の区分	選挙会 決 定	新たな判断による有効票の増減 (①または②から③に移動)		当委員会 決 定
①木内候補の有効投票	16,724	※1	△2	16,722
②石田候補の有効投票	16,724	※2	△1	16,723
③無効投票	219		+3	222

※1 別記1-1及び1-2の投票

※2 別記7-27の投票

以上により、石田候補の得票数は、木内候補の得票数を1票上回ることとなるので、原決定の取消及び木内候補の当選を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張には理由がある。

令和8年4月28日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

教示

この裁決に不服があるときは、法第207条の規定により、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

別記 2

番号	7	8	9	10	11	12
投票						
効力の判定	市選挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当委員会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効

別記 2

番号	13	14	15	16	17	18
投票						
効力の判定	市選挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当委員会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効






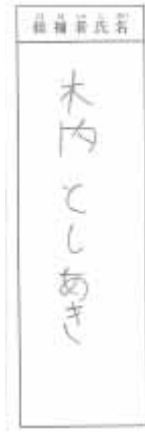
別記 2

番号	19	20	21	22	23	24
投票						
効力の判定	市選挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当委員会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効

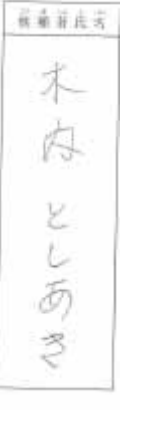

別記 2

番号	25	26	27	28	29	30
投票						
効力の判定	市選挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当委員会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効


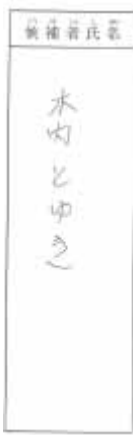
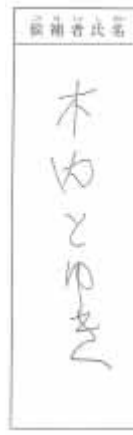



別記 2

番号	3 1	3 2	3 3	3 4	3 5	3 6
投票						
効力の判定	市選 挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当委員 会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効



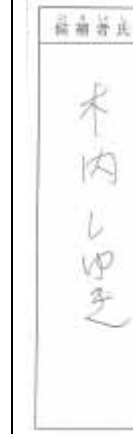
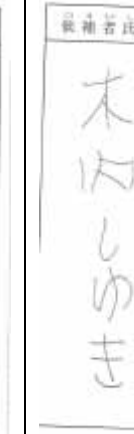
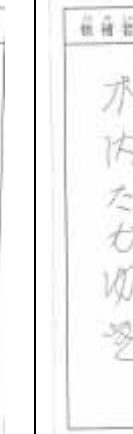

別記 2

番号	3 7	3 8	3 9	4 0	4 1	4 2
投票						
効力の判定	市選 挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当委員 会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効

別記 2

番号	4 3	4 4	4 5	4 6	4 7	4 8
投票						
効力の判定	市選挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当委員会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効

別記 2

番号	4 9	5 0	5 1	5 2	5 3	5 4
投票						
効力の判定	市選挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当委員会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効


別記 2

番号	5 5	5 6	5 7	5 8	5 9	6 0
投票						
効力の判定	市 選挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当 委員会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効







別記 2

番号	6 1	6 2	6 3	6 4	6 5	6 6
投票						
効力の判定	市 選挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当 委員会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効

別記 2

番号	79	80	81	82	
投票					
効力の判定	市選挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当委員会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効

別記 3

番号	1	2	3	4	5	6
投票						
効力の判定	市選挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当委員会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効

別記 4

番号	7	8	9	10	11	12
投票						
効力の判定	市選挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当委員会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効


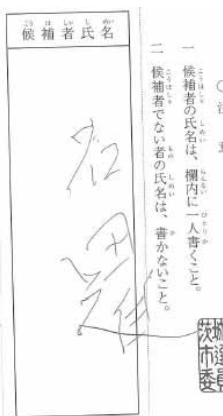




別記 4

番号	13	14	15	16	17	18
投票						
効力の判定	市選挙会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効
	当委員会	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効	木内候補の有効

別記 4

番号	1 9	
投票		
効力の判定	市選挙会	木内候補の有効
	当委員会	木内候補の有効

別記 5

番号	1	2	3	4	5	6
投票						
効力の判定	市選挙会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効
	当委員会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効

別記 5

番号	19	20	21	22	23	24
投票	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田すすし	候補者氏名 石田すすし	候補者氏名 石田すすむ	候補者氏名 石田すすむ
効力の判定	市選挙会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効
	当委員会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効

別記 5

番号	25	26	27	28	29	30
投票	候補者氏名 石田	候補者氏名 石田	候補者氏名 石田佳	候補者氏名 石田佳	候補者氏名 石井進	候補者氏名 石井進
効力の判定	市選挙会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効
	当委員会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効

別記 5

番号	3 1	3 2	3 3	3 4	3 5	3 6
投票	候補者氏名 石川進	候補者氏名 石田田進	候補者氏名 石田田進	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進
効力の判定	市選挙会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効
	当委員会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効

別記 5

番号	3 7	3 8	3 9	4 0	4 1	4 2
投票	候補者氏名 いしだすすけ	候補者氏名 吉田進	候補者氏名 石田すすけ	候補者氏名 いしだすすけ	候補者氏名 田	候補者氏名 石田進
効力の判定	市選挙会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効
	当委員会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効

別記 7

番号	7	8	9	10	11	12
投票	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田
効力の判定	市選挙会 石田候補の有効	市選挙会 石田候補の有効	市選挙会 石田候補の有効	市選挙会 石田候補の有効	市選挙会 石田候補の有効	市選挙会 石田候補の有効
	当委員会 石田候補の有効	当委員会 石田候補の有効	当委員会 石田候補の有効	当委員会 石田候補の有効	当委員会 石田候補の有効	当委員会 石田候補の有効

別記 7

番号	13	14	15	16	17
投票	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進	候補者氏名 石田進
効力の判定	市選挙会 石田候補の有効	市選挙会 石田候補の有効	市選挙会 石田候補の有効	市選挙会 石田候補の有効	市選挙会 石田候補の有効
	当委員会 石田候補の有効	当委員会 石田候補の有効	当委員会 石田候補の有効	当委員会 石田候補の有効	当委員会 石田候補の有効

○ 注 意

一 候補者の氏名は、欄内に入書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

茨城県西
市選挙会
委員会

別記 7

番号		18	19	20	21
投票		<p>候補者氏名</p> <p>石田進</p>	<p>候補者氏名</p> <p>石田進</p> <p>神栖市長選挙投票</p> <p>○注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>茨城県神栖市選挙管理委員会之印</p>	<p>候補者氏名</p> <p>石田進</p> <p>神栖市長選挙投票</p> <p>○注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>茨城県神栖市選挙管理委員会之印</p>	<p>候補者氏名</p> <p>石田進</p>
効力の判定	市選挙会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効
	当委員会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効

別記 7

番号		22	23	24	25	26
投票		<p>候補者氏名</p> <p>石田進</p>	<p>候補者氏名</p> <p>石田進</p>	<p>候補者氏名</p> <p>石田進</p>	<p>候補者氏名</p> <p>いしだ</p>	<p>候補者氏名</p> <p>石田進</p>
効力の判定	市選挙会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効
	当委員会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効

別記 7

番号		27	28	29	30
投票		<small>候補者氏名</small> 石田進 <small>候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二候補者でない者の氏名は、書かないこと。</small>	<small>候補者氏名</small> 石田進目 <small>候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二候補者でない者の氏名は、書かないこと。</small>	<small>候補者氏名</small> 石田進 <small>候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二候補者でない者の氏名は、書かないこと。</small>	<small>候補者氏名</small> 石田進 <small>候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二候補者でない者の氏名は、書かないこと。</small>
効力の判定	市選挙会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効
	当委員会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効

別記 8

番号		1	2	3
投票		<small>候補者氏名</small> 石田進 <small>候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二候補者でない者の氏名は、書かないこと。</small>	<small>候補者氏名</small> 石田進 <small>候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二候補者でない者の氏名は、書かないこと。</small>	<small>候補者氏名</small> 石田三成 <small>候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二候補者でない者の氏名は、書かないこと。</small>
効力の判定	市選挙会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効
	当委員会	石田候補の有効	石田候補の有効	石田候補の有効

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)